

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成17年 7 月
(第 2 回訂正分)

株式会社ホープ

ブックビルディング方式による募集における発行価格及びブックビルディング方式による売出しにおける売
価格等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年7月21日に北海道財務
局長に提出し、平成17年7月22日にその届出の効力は生じております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年6月24日付をもって提出した有価証券届出書及び平成17年7月11日付をもって提出した有価証券届出書
の訂正届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000株の募集の条件及びブックビルディ
ング方式による売出し550株（引受人の買取引受による売出し350株・オーバーアロットメントによる売出し200株）
の売出しの条件並びにこの募集及び売出しに関し必要な事項が、ブックビルディングの結果、平成17年7月20日に
決定したため、これに関連する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式
発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には____を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

2【募集の方法】

平成17年7月20日に決定された引受価額（279,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「4 株式の
引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当
該引受価額と異なる価額（発行価格300,000円）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受人は払込
期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。
当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「上場前の公募又は
売出し等に関する規則」（以下「上場前公募等規則」という。）第3条に規定するブックビルディング方式（株
式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の
需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定された価格で行います。

< 欄外注記の訂正 >

5. 本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売
出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、
需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オー
バーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売
出し）」をご覧ください。

（注）5. の全文削除

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価格（円）」の欄：「未定（注）1 . . .」を「300,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）1 . . .」を「279,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）3 . . .」を「1株につき300,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたしました。その状況については、以下のとおりであります。

発行価格の決定にあたりましては、仮条件（270,000円～300,000円）に基づいて機関投資家等を中心にブックビルディングを実施いたしました。

当該ブックビルディングの状況につきましては、

申告された総需要株式数は、公開株式数を十分に上回る状況であったこと。

申告された需要件数が多かったこと。

申告された需要の価格ごとの分布状況は、仮条件の上限価格に集中していたこと。

以上が特徴でありました。

上記ブックビルディングの結果、公開株式数以上の需要が見込まれる価格であり、現在のマーケット環境等の状況や最近の新規公開株に対する市場の評価、上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して、300,000円と決定いたしました。

なお、引受価額は279,000円と決定いたしました。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格（300,000円）と平成17年7月9日に公告した商法上の発行価額（229,500円）及び平成17年7月20日に決定した引受価額（279,000円）とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額（1株につき279,000円）は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
6. 販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。（略）
7. 新株式に対する配当起算日は、平成17年7月1日といたします。

（注）7. の全文削除

4【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受けの条件」の欄：2. 引受人は新株式払込金として、平成17年7月31日までに払込取扱場所へ引受価額と同額（1株につき279,000円）を払込むことといたします。

3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額（1株につき21,000円）の総額は引受人の手取金となります。

< 欄外注記の訂正 >

1. 上記引受人と平成17年7月20日に元引受契約を締結いたしました。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、新株式の発行を中止いたします。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち、27株について、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託いたします。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額（円）」の欄：「265,050,000」を「279,000,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「257,050,000」を「271,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は含まれておりません。

2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

（注）1. の全文削除

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額271,000千円については、運転資金239,106千円及び借入金の返済31,894千円に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成17年7月20日に決定された引受価額（279,000円）にて、当社と元引受契約を締結した後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格300,000円）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「99,750,000」を「105,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「99,750,000」を「105,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案した結果、オーバーアロットメントによる売出しを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

（注）3. 4. の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(2) 【ブックビルディング方式】

< 欄内の記載の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1.（注）2.」を「300,000」に訂正

「引受価額（円）」の欄：「未定（注）2.」を「279,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）2.」を「1株につき300,000」に訂正

「元引受契約の内容」の欄：「未定（注）3.」を「（注）3.」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一の理由により決定いたしました。

3. 元引受契約の内容

引受人である野村證券株式会社が、全株を引受価額にて買取引受を行います。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額（1株につき21,000円）の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と平成17年7月20日に元引受契約を締結いたしました。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「57,000,000」を「60,000,000」に訂正
「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「57,000,000」を「60,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

（注）1．オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案した結果、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しとは別に、当社株主から野村証券株式会社が200株を上限として借り入れる当社普通株式の野村証券株式会社が行う売出しであります。

（注）5．の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「売出価格（円）」の欄：「未定（注）1．」を「300,000」に訂正

「申込証拠金（円）」の欄：「未定（注）1．」を「1株につき300,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1．売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一の理由により決定いたしました。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2．売出しに必要な条件については、平成17年7月20日において決定いたしました。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2 グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である高橋巖（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、200株について貸株人より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエーション」という。）を、平成17年8月26日を行使期限として貸株人より付与されております。

また、主幹事会社は、平成17年8月1日から平成17年8月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、返却に充当し、当該株式数については、グリーンシュエーションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正事項分

平成17年 7 月
(第 1 回訂正分)

株式会社ホーブ

ブックビルディング方式による募集の条件及びブックビルディング方式による売出しの条件等の決定に伴い、証券取引法第7条により有価証券届出書の訂正届出書を平成17年7月11日に北海道財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書の訂正理由

平成17年6月24日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集1,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成17年7月8日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し550株（引受人の買取引受による売出し350株・オーバーアロットメントによる売出し200株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これに関連する事項及び記載内容の一部を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出いたしましたので、新株式発行並びに株式売出届出目論見書を訂正いたします。

訂正箇所及び文書のみを記載してあります。なお、訂正部分には を付し、ゴシック体で表記しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

< 欄外注記の訂正 >

平成17年6月24日開催の取締役会決議によっております。

(注) 1. の番号及び2. の全文削除

2【募集の方法】

平成17年7月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集（以下「本募集」という。）を行います。引受価額は平成17年7月8日開催の取締役会において決定された発行価額（229,500円）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。（略）

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「発行価額の総額（円）」の欄：「255,000,000」を「229,500,000」に訂正

「ブックビルディング方式」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「127,500,000」を「114,750,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「発行価額の総額（円）」の欄：「255,000,000」を「229,500,000」に訂正

「計（総発行株式）」の「資本組入額の総額（円）」の欄：「127,500,000」を「114,750,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3. 発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であります。

4. 資本組入額の総額は、平成17年7月8日開催の取締役会決議により決定した資本に組入れる額に基づき算出した金額であります。

5. 仮条件（270,000円～300,000円）の平均価格（285,000円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は285,000,000円となります。

3【募集の条件】

(2)【ブックビルディング方式】

< 欄内の数値の訂正 >

「発行価額（円）」の欄：「未定（注）2 . .」を「229,500」に訂正

「資本組入額（円）」の欄：「未定（注）2 . .」を「114,750」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1 . 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は、270,000円以上300,000円以下の範囲とし、発行価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成17年7月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

種苗品種開発力が高く、独自の技術力をもっていること。

業務用いちごに特化することで競争力があり、販売ルートの開拓ができていること。

天候不順等の影響で業績の変動率が高いこと。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規公開株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は270,000円から300,000円の範囲が妥当であると判断いたしました。

2 . 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成17年7月9日に公告した商法上の発行価額（229,500円）及び平成17年7月20日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

7 . 引受価額が発行価額（229,500円）を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

4【株式の引受け】

< 欄内の数値の訂正 >

「引受株式数（株）」の欄の各引受人の引受株式数：「未定」を「野村証券株式会社732、いちよし証券株式会社67、極東証券株式会社67、高木証券株式会社67、マネックス・ビーンズ証券株式会社67」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1 . 上記引受人と発行価格決定日（平成17年7月20日）に元引受契約を締結する予定であります。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、新株式の発行を中止いたします。

2 . 引受人は、上記引受株式数のうち、27株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

（注）1 . の全文削除

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

< 欄内の数値の訂正 >

「払込金額の総額（円）」の欄：「279,000,000」を「265,050,000」に訂正

「差引手取概算額（円）」の欄：「271,000,000」を「257,050,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

1 . 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、仮条件（270,000円～300,000円）の平均価格（285,000円）を基礎として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額257,050千円については、運転資金225,156千円及び借入金の返済31,894千円に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「105,000,000」を「99,750,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「105,000,000」を「99,750,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

3．売出価額の総額は、仮条件（270,000円～300,000円）の平均価格（285,000円）で算出した見込額であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

< 欄内の数値の訂正 >

「ブックビルディング方式」の「売出価額の総額（円）」の欄：「60,000,000」を「57,000,000」に訂正

「計（総売出株式）」の「売出価額の総額（円）」の欄：「60,000,000」を「57,000,000」に訂正

< 欄外注記の訂正 >

5．売出価額の総額は、仮条件（270,000円～300,000円）の平均価格（285,000円）で算出した見込額であります。

第二部【企業情報】

第2【事業の状況】

2【生産、受注及び販売の状況】

(4) 販売実績

< 欄外注記の訂正 >

1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第17期事業年度 自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日		第18期事業年度 自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日		第19期中間会計期間 自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日	
	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）	金額（千円）	割合（％）
株式会社シャトレーゼ	927,156	27.7	1,093,433	26.3	496,448	22.5
トーワ物産株式会社	700,660	21.0	718,159	17.3	386,939	17.5
株式会社銀座コージーコーナー	348,457	10.4	306,939	7.4	<u>105,791</u>	<u>4.8</u>

第四部【株式公開情報】

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
	(省略)		
鈴木 直則(注)6.9.	北海道旭川市東光21-6-8-17	160	2.42
	(省略)		
木村 晶博(注)9.	神奈川県秦野市	60	0.91
	(省略)		
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社	東京都千代田区有楽町1-2-2	40	0.60
	(省略)		
有馬 康(注)9.	茨城県つくば市	20	0.30
中村 正規(注)9.	東京都江戸川区	20	0.30
野崎 淳一(注)9.	東京都中央区	20	0.30
石川 剛	東京都渋谷区	20	0.30
株式会社北海道ビジネスコンサルタンツ	北海道旭川市東光8-1-1-1	20	0.30
長谷川 和義(注)9.	北海道空知郡中富良野町	18	0.27
政場 秀(注)9.	北海道旭川市	5	0.08
堀 和夫(注)9.	千葉県市川市	5	0.08
高橋 克藏(注)9.	北海道旭川市	5	0.08
宮本 一尊	愛媛県松山市	3	0.05
平林 功次(注)9.	東京都江戸川区	1	0.02
望月 雄三(注)9.	東京都江戸川区	1	0.02
立石 裕一(注)9.	東京都江東区	1	0.02
西原 裕樹(注)9.	北海道上川郡東神楽町	1	0.02
計		6,620	100.0

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
 2. 特別利害関係者等(当社常務取締役)
 3. 特別利害関係者等(当社取締役)
 4. 特別利害関係者等(当社常勤監査役)
 5. 特別利害関係者等(当社監査役)
 6. 特別利害関係者等(大株主上位10名)
 7. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長高橋巖の配偶者)

8. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長高橋巖及び当社常務取締役の2親等内の血族）

9. 当社従業員

10. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

（注）9. の全文削除

第17期 監査報告書の欄外注記

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

第18期 監査報告書の欄外注記

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

第19期 中間監査報告書の欄外注記

（ ）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成17年6月



株式会社 **ホーブ**

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式255,000千円（見込額）の募集及び株式105,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式60,000千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は証券取引法第5条により有価証券届出書を平成17年6月24日に北海道財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ホーブ

北海道上川郡東神楽町14号北1番地

本ページ及びこれに続く図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご覧ください。

1 事業の概況

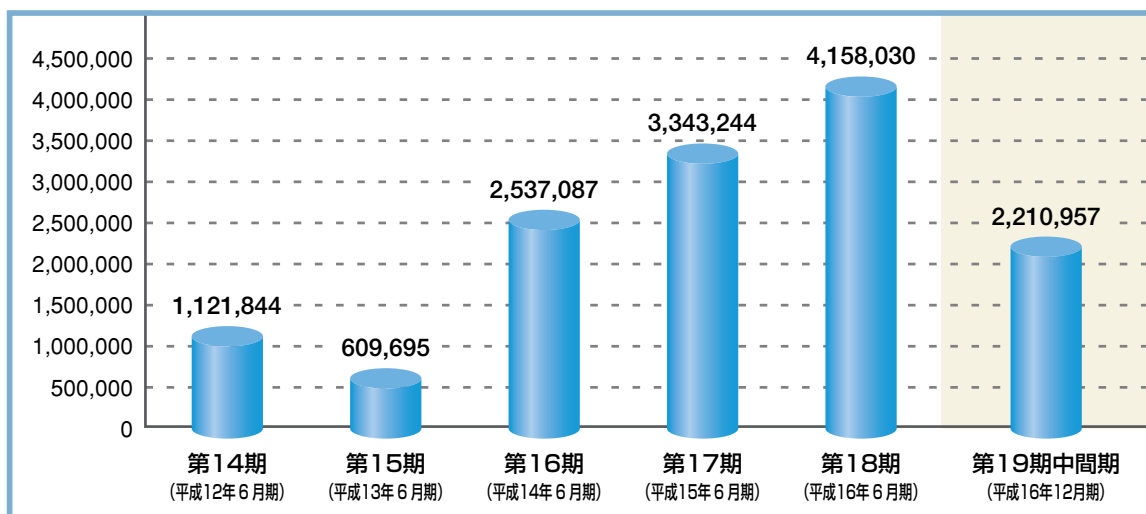
当社は、いちごという農産物において、新しい品種の研究開発から始まり、苗の生産から収穫した果実の販売までの全てを行っており、1年365日、洋菓子メーカー等に対して国産いちごを供給しております。

国内で販売されているいちごの多くは、それらの品種特性により収穫時期が主に冬から春に限られ、夏秋期における国産いちごは少量しか収穫されておられません。

当社では、夏秋期にも収穫ができるいちごの自社品種「ペチカ」苗を、均一無病苗（親苗と同じ遺伝子情報を持ち、ウイルスや病原菌に汚染されていない苗）として量産化できるバイオテクノロジー技術を用いた苗の生産及び農家への販売、生産農家で収穫したいちごの仕入及び洋菓子メーカーへの販売までの全てを行うというビジネスモデルを構築しております。

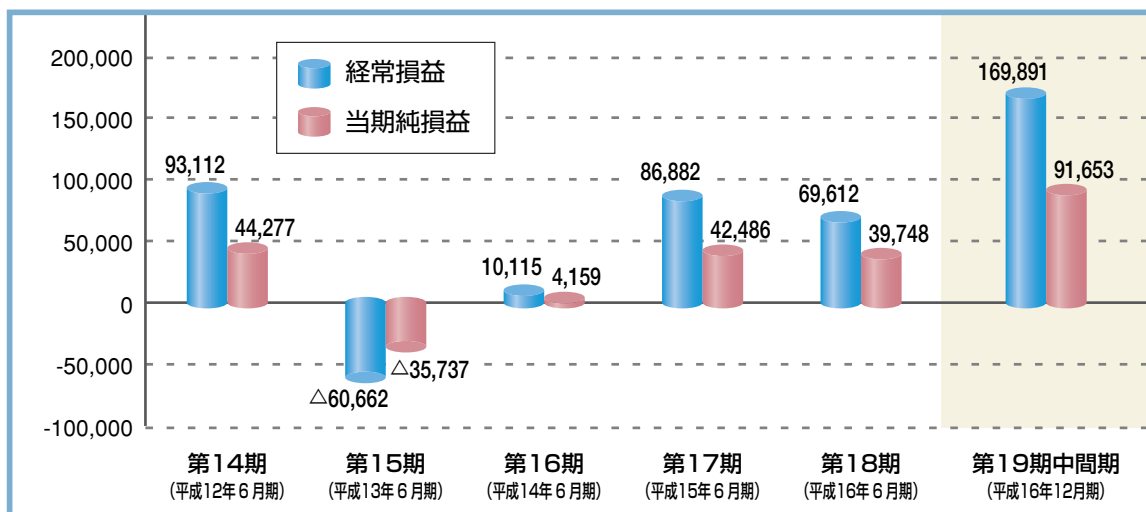
● 売上高

(単位：千円)



● 経常損益及び当期純損益

(単位：千円)



2 業績等の推移



● 主要な経営指標等の推移

(単位：千円)

区 分	期 別	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期中間期
		(平成12年6月期)	(平成13年6月期)	(平成14年6月期)	(平成15年6月期)	(平成16年6月期)	(平成16年12月期)
売上高		1,121,844	609,695	2,537,087	3,343,244	4,158,030	2,210,957
経常損益		93,112	△ 60,662	10,115	86,882	69,612	169,891
当期(中間)純損益		44,277	△ 35,737	4,159	42,486	39,748	91,653
持分法を適用した場合の投資利益		-	-	-	-	-	-
資本金		186,500	186,500	186,500	306,500	306,500	306,500
発行済株式総数(株)		211	211	211	6,620	6,620	6,620
純資産額		562,722	515,157	369,735	651,879	675,576	750,729
総資産額		926,428	1,015,703	1,038,967	1,070,363	1,016,257	1,805,230
1株当たり純資産額(円)		2,666,932.71	2,441,505.03	1,752,302.35	98,471.19	102,077.99	113,403.20
1株当たり配当額(円)		旧株 75,000 第1新株 53,689 第2新株 53,484 第3新株 205 (-)	-	12,500	2,500	2,500	-
(うち1株当たり中間配当額)(円)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(中間)純損益(円)		280,755.77	△ 169,370.34	19,711.92	6,825.12	6,004.23	13,845.00
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額(円)		-	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)		60.7	50.7	35.6	60.9	66.5	41.6
自己資本利益率(%)		10.1	-	0.9	8.3	6.0	12.9
株価収益率(倍)		-	-	-	-	-	-
配当性向(%)		26.7	-	63.4	39.0	41.6	-
営業活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-	157,459	26,574	△ 81,773
投資活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-	△ 44,384	△ 21,008	△ 9,988
財務活動によるキャッシュ・フロー		-	-	-	△ 36,098	△ 74,970	204,940
現金及び現金同等物の期末(中間期末)残高		-	-	-	163,121	93,717	206,895
従業員数(名)		13	18	36	39	41	36
(外、平均臨時雇用者数)		(21)	(15)	(82)	(91)	(93)	(101)

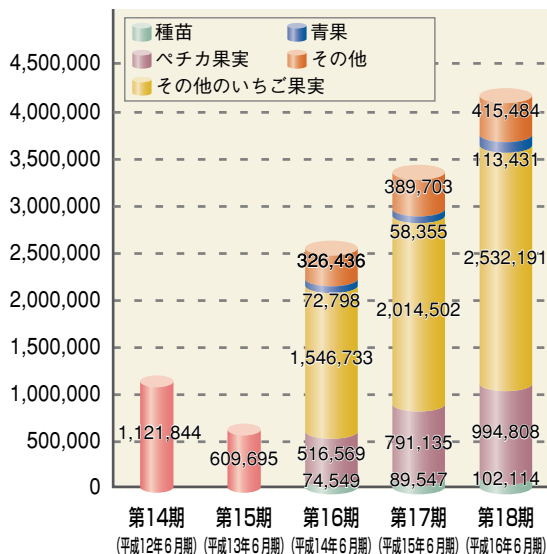
- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第17期及び第18期の財務諸表並びに第19期中間期の中間財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、中央青山監査法人の監査及び中間監査を受けておりますが、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、監査法人による監査を受けておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 5 第14期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債を発行しておりますが、当社株式は非上場・非登録であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 6 第17期、第18期及び第19期中間期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 7 第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 8 株価収益率については、当社株式は非上場・非登録のため記載しておりません。
- 9 平成13年6月期において、平成12年8月、主要な取引先との「苺の販売等に関する業務提携契約」の解除により、同社を経由して当社へ入荷していた一部産地のベチカ果実が入荷されなくなり、ベチカ苗の受注も減少したため、売上高は減少し、経常損益及び当期純損益は、損失となっております。
- 10 平成13年10月1日付で株式会社西村と合併したことに伴い、第16期より売上高及び従業員数が増加しております。
- 11 第17期において、平成14年10月1日付で普通株式1株を20株にする株式分割を行っております。
- 12 第17期の1株当たり当期純損益は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
- 13 第17期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 14 従業員数欄の()外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 15 平成14年10月1日付で普通株式1株を20株にする株式分割を行っております。そこで、株式会社ジャスタック証券取引所の公開引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成16年12月10日付JQ証(上審)16第3号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、当該数値については中央青山監査法人の監査を受けておりません。

区 分	期 別	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期中間期
		(平成12年6月期)	(平成13年6月期)	(平成14年6月期)	(平成15年6月期)	(平成16年6月期)	(平成16年12月期)
1株当たり純資産額(円)		133,346.63	122,075.25	87,615.11	98,471.19	102,077.99	113,403.20
1株当たり配当額(円)		旧株 3,750 第1新株 2,684 第2新株 2,674 第3新株 10 (-)	-	625	2,500	2,500	-
(うち1株当たり中間配当額)(円)		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期(中間)純損益(円)		14,037.78	△ 8,468.51	985.59	6,825.12	6,004.23	13,845.00
潜在株式調整後1株当たり当期(中間)純利益金額(円)		-	-	-	-	-	-

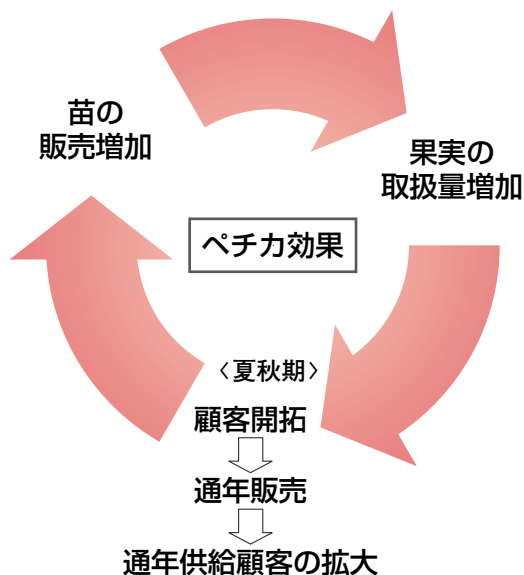
主要部門の売上推移

● 売上高構成

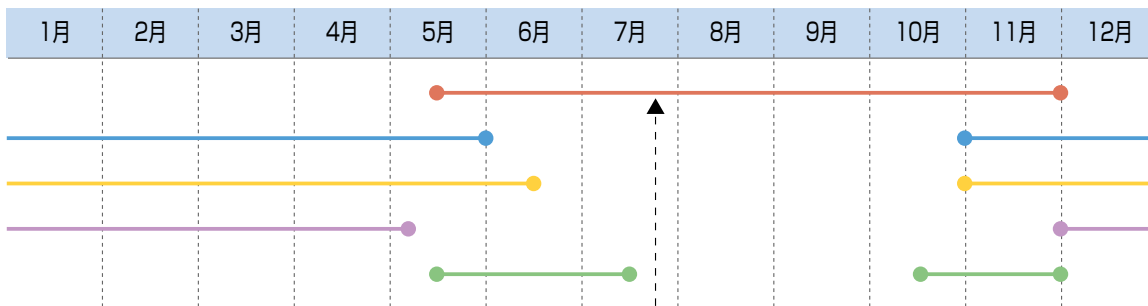
(単位：千円)



● いちごの販売拡大サイクル



当社の主要供給いちご



ペチカ



5月から11月にかけて出荷される当社開発の夏秋いちご（品種登録番号 第4293号）。形は端正な円錐形。果皮は光沢のある鮮赤色。甘さと酸味のバランスが良く業務用*に適した食味の品種で、トッピングはもとよりサンド用としても幅広く利用されている。栽培技術が確立されているため、北海道、東北から四国など広い地域、多様な作型（収穫時期）で栽培でき、夏秋期においても安定した生産出荷が可能な品種。

<冬から春にかけてのいちご>

- とちおとめ 他
- さちのか 他
- とよのか 他
- 端境期対応のいちご

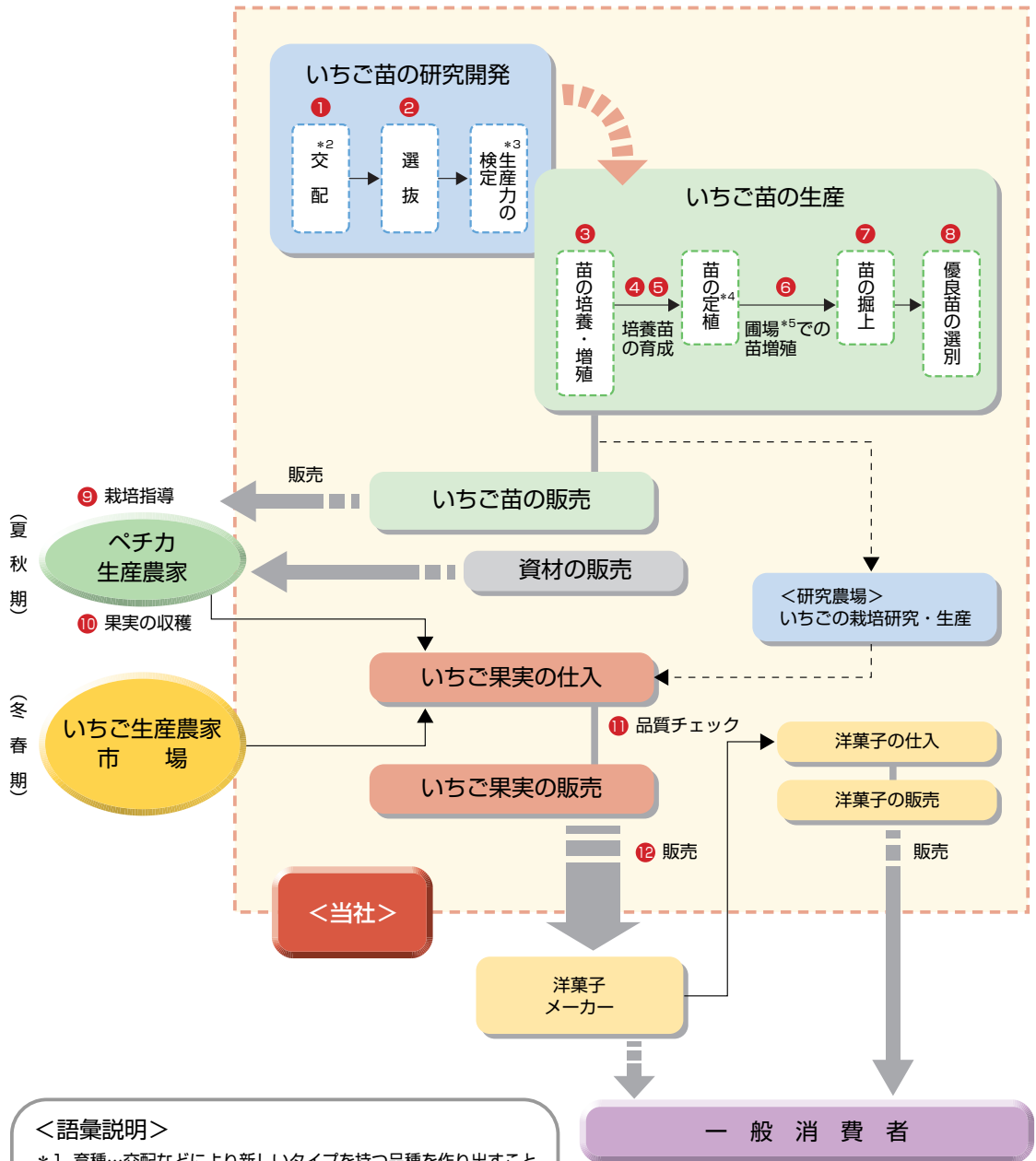
<語彙説明>

*業務用 … ケーキ用、デザート用として、ホテル、レストランなどへ販売するいちごの総称。

3 事業の内容



国産いちごの育種*¹から果実販売までのシステムを確立



<語彙説明>

- * 1. 育種…交配などにより新しいタイプを持つ品種を作り出すこと
- * 2. 交配…様々な品種の組み合わせにより子供を得ること
- * 3. 生産力の検定…生産能力や耐病虫性などについて確認すること
- * 4. 定植…苗を植えつけること
- * 5. 圃場…畑



① 交配 ② 選抜作業
お客様が求めるいちごの品種を開発



③ 苗の培養・増殖
ランナーの先の小さな生長点を増殖

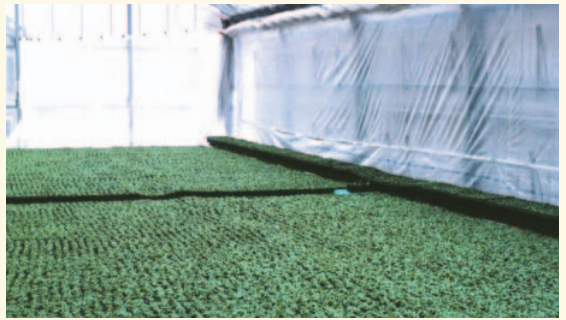


いちごランナーの先端



④ 培養室での育成
一定の温度に保たれた培養室で管理、育苗

⑤ 馴化* (じゅんか)
馴化室とよばれる部屋で自然環境に馴らして育成



⑥ 採苗圃場
温室で育った苗は定植されて広大な大地で増殖



⑦ 掘上風景



⑧ 優良苗の選別

*馴化…環境に順応すること。培養苗は培養容器の中で生育するため、外気や太陽光に触れた際に温度・湿度・光の強さに順応できず、枯死する場合があります。そこで、できる限り整えた環境条件(馴化室)でいったん慣らす必要があります。



9 定植時の栽培指導
 経験豊富な指導者が産地を訪れての夏秋いちご栽培指導

10 果実の収穫



ペチカ／高設栽培*による
 実りの風景

*高設栽培とは、腰の高さに設置されたプランターで、作物(いちご)を栽培するシステムです。

11 品質チェック
 全国から集荷されたいちごの品質・異物混入・規格のチェック



12 販売
 ペチカを一段トレー詰めにして洋菓子メーカー等に納められ、ケーキを飾る



洋菓子チェーン
 江戸川台店

4 いちごの産地

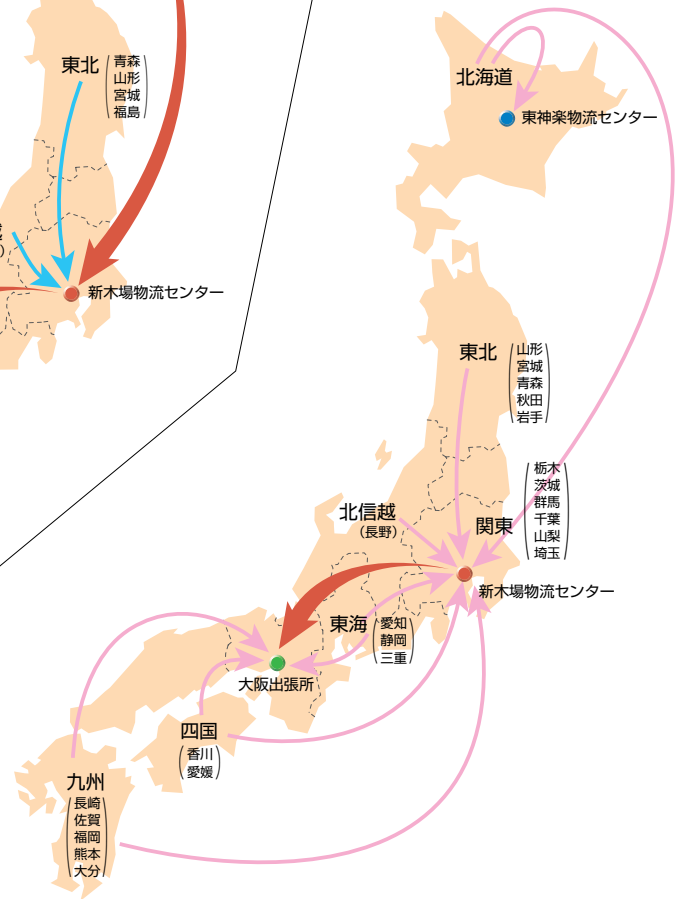


ペチカ栽培産地

→ ペチカの仕入



ペチカ以外の 主な仕入産地



→ ペチカ以外のいちごの仕入

(※ 転送)

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	1
3. 募集の条件	2
4. 株式の引受け	3
5. 新規発行による手取金の使途	3
第2 売出要項	4
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	4
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	5
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	6
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	7
第3 募集又は売出しに関する特別記載事項	8
第二部 企業情報	9
第1 企業の概況	9
1. 主要な経営指標等の推移	9
2. 沿革	11
3. 事業の内容	12
4. 関係会社の状況	17
5. 従業員の状況	18
第2 事業の状況	19
1. 業績等の概要	19
2. 生産、受注及び販売の状況	21
3. 対処すべき課題	22
4. 事業等のリスク	24
5. 経営上の重要な契約等	29
6. 研究開発活動	30
7. 財政状態及び経営成績の分析	32
第3 設備の状況	36
1. 設備投資等の概要	36
2. 主要な設備の状況	37
3. 設備の新設、除却等の計画	38
第4 提出会社の状況	39
1. 株式等の状況	39
2. 自己株式の取得等の状況	40
3. 配当政策	41
4. 株価の推移	41
5. 役員の状況	42
6. コーポレート・ガバナンスの状況	43

第5	経理の状況	45
	財務諸表等	46
	(1) 財務諸表	46
	(2) 主な資産及び負債の内容	81
	(3) その他	83
第6	提出会社の株式事務の概要	84
第7	提出会社の参考情報	85
第四部	株式公開情報	86
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	86
第2	第三者割当等の概況	88
	1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	88
	2. 取得者の概況	88
	3. 取得者の株式等の移動状況	88
第3	株主の状況	89
	[監査報告書]	91

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成17年6月24日
【会社名】	株式会社ホープ
【英訳名】	HOB Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高橋 巖
【本店の所在の場所】	北海道上川郡東神楽町14号北1番地
【電話番号】	(0166)83-3555
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 鶴島 正
【最寄りの連絡場所】	北海道上川郡東神楽町14号北1番地
【電話番号】	(0166)83-3555
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 鶴島 正
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	入札による募集 - 円
	入札によらない募集 - 円
	ブックビルディング方式による募集 255,000,000円
	(引受人の買取引受による売出し)
	入札による売出し - 円
	入札によらない売出し - 円
	ブックビルディング方式による売出し 105,000,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)
	入札による売出し - 円
	入札によらない売出し - 円
	ブックビルディング方式による売出し 60,000,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額 (商法上の発行価額の総額)であり、売出金額は、 有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社ホープ東京本部 (東京都江戸川区臨海町三丁目4番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数(株)
普通株式	1,000(注)2.

(注)1.平成17年6月24日開催の取締役会決議によっております。

2.発行数については、平成17年7月8日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

2【募集の方法】

平成17年7月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の証券会社(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成17年7月8日開催予定の取締役会において決定される発行価額以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社ジャスダック証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下「上場前公募等規則」という。)第3条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	-	-	-
入札方式のうち入札によらない募集	-	-	-
ブックビルディング方式	1,000	255,000,000	127,500,000
計(総発行株式)	1,000	255,000,000	127,500,000

(注)1.全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。

2.上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

3.発行価額の総額は、商法上の発行価額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。

4.資本組入額の総額は、発行価額の総額(見込額)の2分の1相当額を資本に組入れることを前提として算出した見込額であります。

5.有価証券届出書提出時における想定発行価格(300,000円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は300,000,000円となります。

6.本募集並びに「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受けによる売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受けによる売出し)」における「引受人の買取引受けによる売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】

【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1 .	未定 (注) 1 .	未定 (注) 2 .	未定 (注) 2 .	1	自 平成17年 7月22日(金) 至 平成17年 7月27日(水)	未定 (注) 3 .	平成17年 7月31日(日)

(注) 1 . 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成17年 7月 8日に仮条件を提示し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成17年 7月20日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い公開会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2 . 平成17年 7月 8日開催予定の取締役会において、商法上の発行価額及び資本組入額を決定し、平成17年 7月 9日に公告する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と平成17年 7月 9日に公告する予定の商法上の発行価額及び平成17年 7月20日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 . 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

4 . 株券受渡期日は、平成17年 8月 1日(月)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。株券は株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

5 . 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

6 . 申込み在先立ち、平成17年 7月12日から平成17年 7月19日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の株券上場審査基準に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

需要の申告を行った投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、発行価格若しくはそれ以上の金額で需要の申告を行った者の中から、原則として需要の申告への積極的参加の程度、証券投資についての経験、知識、投資方針等を勘案した上で決定する方針であります。需要の申告を行わなかった投資家への販売については、引受人は、各社の定める販売に関する社内規程等に従い、原則として証券投資についての経験、知識、投資方針、引受人との取引状況等を勘案して決定する方針であります。

7 . 引受価額が発行価額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

8 . 新株式に対する配当起算日は、平成17年 7月 1日といたします。

【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄の引受人の全国の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北海道銀行 銀座通支店	北海道旭川市豊岡3条3丁目2番9号
株式会社北洋銀行 旭川中央支店	北海道旭川市4条通9丁目1703番地

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、平成17年7月31日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
高木証券株式会社	大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1-400号		
マネックス・ビーンズ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目11番1号		
計	-	1,000	-

(注) 1. 平成17年7月8日(金)開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日(平成17年7月20日)に元引受契約を締結する予定であります。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、新株式の発行を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、27株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の証券会社に販売を委託する方針であります。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
279,000,000	8,000,000	271,000,000

(注) 1. 払込金額の総額は、引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(300,000円)を基礎として算出した見込額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2)【手取金の使途】

上記の差引手取概算額271,000千円については、運転資金239,106千円及び借入金の返済31,894千円に充当する予定であります。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

平成17年7月20日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の証券会社（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株券受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	350	105,000,000	北海道上川郡東神楽町14号北1番地 高橋 巖 350株
計(総売出株式)	-	350	105,000,000	-

（注）1．上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。

- 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
- 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（300,000円）で算出した見込額であります。
- 売出数等については今後変更される可能性があります。
- 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠 金(円)	申込受 付場所	引受人の住所及び氏名又は 名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1. (注)2.	未定 (注)2.	自 平成17年 7月22日(金) 至 平成17年 7月27日(水)	1	未定 (注)2.	引受人 の本支 店及び 営業所	東京都中央区日本橋一丁目9 番1号 野村證券株式会社	未定 (注)3.

(注)1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1.と同様であります。

2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。

3. 売出株式は、引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成17年7月20日)に決定する予定であります。

なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。

4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。

ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、株式の売出しを中止いたします。

5. 株券受渡期日は、上場(売買開始)日(平成17年8月1日(月))の予定であります。株券は機構の業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)6.に記載した販売方針と同様であります。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名 又は名称
	入札方式のうち入札による売出し			
-	入札方式のうち入札による売出し	-	-	-
-	入札方式のうち入札によらない売出し	-	-	-
普通株式	ブックビルディング方式	200	60,000,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村証券株式会社
計(総売出株式)	-	200	60,000,000	-

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、本募集並びに引受人の買取引受けによる売出しとは別に、当社株主から野村証券株式会社が200株を上限として借り入れる当社普通株式の野村証券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。
なお、その内容については、「第3 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 グリーンシューオープンとシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める上場前公募等規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（300,000円）で算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1)【入札方式】

【入札による売出し】

該当事項はありません。

【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単 位(株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注)1.	自 平成17年 7月22日(金) 至 平成17年 7月27日(水)	1	未定 (注)1.	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

(注)1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。

2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成17年7月20日)において決定する予定であります。

3. 株券受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株券受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。株券は機構の業務規程第42条に従い、一括して機構に預託されますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、株券の交付を希望する旨を事前に証券会社に通知された方には、上場(売買開始)日以降に証券会社を通じて株券が交付されます。

4. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

5. 野村證券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2)ブックビルディング方式」の(注)7.に記載した販売方針と同様であります。

第3【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 ジャスダック証券取引所への上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式にかかる株券について、野村證券株式会社を主幹事証券会社（以下「主幹事会社」という。）として、ジャスダック証券取引所への上場を予定しております。

2 グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である高橋巖（以下「貸株人」という。）より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、200株を上限として貸株人より追加的に取得する権利（以下、「グリーンシュエオプション」という。）を、平成17年8月26日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成17年8月1日から平成17年8月23日までの間、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限として、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、ジャスダック証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

なお、主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式については、返却に充当し、当該株式数については、グリーンシュエオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないかもしくはオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成12年6月	平成13年6月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月
売上高(千円)	1,121,844	609,695	2,537,087	3,343,244	4,158,030
経常損益(千円)	93,112	60,662	10,115	86,882	69,612
当期純損益(千円)	44,277	35,737	4,159	42,486	39,748
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	-	-	-
資本金(千円)	186,500	186,500	186,500	306,500	306,500
発行済株式総数(株)	211	211	211	6,620	6,620
純資産額(千円)	562,722	515,157	369,735	651,879	675,756
総資産額(千円)	926,428	1,015,703	1,038,967	1,070,363	1,016,257
1株当たり純資産額(円)	2,666,932.71	2,441,505.03	1,752,302.35	98,471.19	102,077.99
1株当たり配当額(円) (うち1株当たり中間配当額)(円)	旧株 75,000 第1新株 53,689 第2新株 53,484 第3新株 205 ()	()	(12,500)	(2,500)	(2,500)
1株当たり当期純損益(円)	280,755.77	169,370.34	19,711.92	6,825.12	6,004.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	60.7	50.7	35.6	60.9	66.5
自己資本利益率(%)	10.1	-	0.9	8.3	6.0
株価収益率(倍)	-	-	-	-	-
配当性向(%)	26.7	-	63.4	39.0	41.6
営業活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	-	157,459	26,574
投資活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	-	44,384	21,008
財務活動によるキャッシュ・フロー(千円)	-	-	-	36,098	74,970
現金及び現金同等物の期末残高(千円)	-	-	-	163,121	93,717

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成12年 6 月	平成13年 6 月	平成14年 6 月	平成15年 6 月	平成16年 6 月
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	13 〔21〕	18 〔15〕	36 〔82〕	39 〔91〕	41 〔93〕

- (注) 1 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第17期及び第18期の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、中央青山監査法人の監査を受けておりますが、第14期、第15期及び第16期の財務諸表については、監査法人による監査を受けておりません。
- 4 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 5 第14期、第15期及び第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株引受権付社債を発行しておりますが、当社株式は非上場・非登録であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 6 第17期及び第18期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
- 7 第15期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 8 株価収益率については、当社株式は非上場・非登録のため記載しておりません。
- 9 平成13年6月期において、平成12年8月、主要な取引先との「苺の販売等に関する業務提携契約」の解除により、同社を経由して当社へ入荷していた一部産地のペチカ果実が入荷されなくなり、ペチカ苗の受注も減少したため、売上高は減少し、経常損益及び当期純損益は、損失となっております。
- 10 平成13年10月1日付で株式会社西村と合併したことに伴い、第16期より売上高及び従業員数が増加しております。
- 11 第17期において、平成14年10月1日付で普通株式1株を20株にする株式分割を行っております。
- 12 第17期の1株当たり当期純損益は、期首に株式分割が行われたものとして計算しております。
- 13 第17期から、1株当たり純資産額、1株当たり当期純損益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- 14 従業員数欄の()外書きは、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
- 15 平成14年10月1日付で普通株式1株を20株にする株式分割を行っております。そこで、株式会社ジャスダック証券取引所の公開引受責任者宛通知「上場申請のための有価証券報告書における1株当たり指標の遡及修正数値の取扱いについて」(平成16年12月10日付JQ証(上審)16第3号)に基づき、当該株式分割に伴う影響を加味し、遡及修正を行った場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。
- なお、当該数値については中央青山監査法人の監査を受けておりません。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成12年 6 月	平成13年 6 月	平成14年 6 月	平成15年 6 月	平成16年 6 月
1株当たり純資産額(円)	133,346.63	122,075.25	87,615.11	98,471.19	102,077.99
1株当たり配当額(円) (うち1株当たり中間配当額)(円)	旧株 3,750 第1新株2,684 第2新株2,674 第3新株 10 ()	()	625 ()	2,500 ()	2,500 ()
1株当たり当期純損益(円)	14,037.78	8,468.51	985.59	6,825.12	6,004.23
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(円)	-	-	-	-	-

2【沿革】

昭和62年 6月	現代表取締役社長 高橋巖が北海道上川郡東神楽町において株式会社ホープを設立
昭和62年10月	寒冷地作物研究所（北海道上川郡東神楽町、現生産事業部）を開設し、各地の農業協同組合等からの組織培養技術を使った研究の受託開始
平成元年 6月	北海道網走市に網走事業所（現網走物流センター）を開設、併設研究農場においていちご栽培開始（奈良県品種：「サマーベリー」）
平成 5年11月	四季成性いちご「セリヌ」が種苗法品種登録される（登録番号第3754号）
平成 7年 3月	四季成性いちご「ペチカ」が種苗法品種登録される（登録番号第4293号）
平成 9年 9月	業務用いちご卸の株式会社西村（千葉県四街道市）を子会社化（全株取得）し、首都圏における業務用いちごの通年供給を開始〔同社の事業内容...いちご果実・青果の卸売、青果物の一次加工、洋菓子小売〕
平成10年 7月	北海道産業務用夏秋いちごの物流基地といちご苗の保管冷蔵庫として東神楽物流センター（北海道上川郡東神楽町）を新設
平成10年 7月	ペチカ生産産地の本格的な全国拡大へ向けて東北地方へ苗の供給開始
平成10年11月	夏秋いちご栽培の研究開発を目的として中富良野研究農場（北海道空知郡中富良野町）を開設
平成11年 7月	夏秋いちご栽培の研究開発を目的として東神楽研究圃場（北海道上川郡東神楽町）を開設
平成12年11月	事業拡大にともない、いちご苗の保管量拡大をはかるため東神楽物流センターの冷蔵・冷凍保管庫を増設
平成13年 7月	クールコンテナを利用することで、低温管理が可能な振動の少ない輸送システムを確立
平成13年10月	業務用いちごの製販一体化を目的に株式会社西村を吸収合併し、同社葛西事務所を東京本部（東京都江戸川区）として開設、群馬工場（青果物の一次加工）及び洋菓子小売店舗2店舗を継承
平成13年11月	業務用いちごの首都圏販売における物流基地として新木場物流センター（東京都江東区）を開設
平成13年12月	群馬工場（青果物の一次加工）を閉鎖
平成15年 4月	関西圏への販売体制の強化を目的として大阪出張所（大阪府豊中市）を開設
平成15年 4月	網走地区におけるペチカ栽培の研究目的達成により、網走研究農場設備を売却
平成15年12月	四季成性いちご「エスポ」を種苗登録申請する（出願番号第16485号）

3【事業の内容】

(1) 当社の事業内容

当社は、いちごという農産物において、新しい品種の研究開発から始まり、苗の生産から収穫した果実の販売までの全てを行っており、1年365日、洋菓子メーカー等に対して国産いちごを供給しております。

国内で広く一般的に販売されている「とちおとめ」「とよのか」等のほとんどのいちごは、いちごの中でも一季成性といわれる品種であり、品種特性により収穫時期は主に冬から春に限られます。そのため、夏秋期には国産いちごはほとんど収穫されておらず、現在夏秋期に販売されているいちごの大部分はアメリカ合衆国から輸入されたものであり、そのため、ケーキにのっているいちごもほとんどが輸入品であります。

当社では、夏秋期にも収穫ができる四季成性いちご¹の「ペチカ」（品種登録番号 第4293号）を有しており、「ペチカ」を使って、苗の生産及び農家への販売、生産農家で収穫したいちごの仕入及び洋菓子メーカーへの販売までの全てを行うというビジネスモデルを構築しております。この「ペチカ」により、洋菓子メーカーの『夏秋期にも国産いちごを使いたい』という要望にこたえ、1年を通して安定して国産いちごを供給できる体制となっております。

この体制を支えているのは、夏秋期に収穫できる自社品種「ペチカ」であり、その「ペチカ」苗を均一無病苗²として量産化できるバイオテクノロジー技術であります。

当社では、いちご以外にも、これまでに構築してきたバイオテクノロジー技術を用いて、その他の苗の研究開発や生産・販売も行っており、また、ペチカ栽培に必要な機器や資材及び収穫した果実の梱包用資材の販売も行っております。さらに、洋菓子メーカーへケーキ素材となるいちご以外の果物等の販売も行っております。

- 1 いちごには、花芽形成（花となる芽のもとが作られること）に一定の条件を必要とする一季成性いちごと条件を必要としない四季成性いちごがあります。一般に知られているいちごの多くは一季成性いちごであり（とよのか、とちおとめ等）、一定の条件が整ってはじめて花芽が形成され、果実ができます。一方、四季成性いちごは花芽形成に条件を必要としないため、一年中栽培が可能であります。
- 2 親苗と同じ遺伝子情報を持ち、ウイルスや病原菌に汚染されていない苗のことです。

(種苗部門)

種苗部門においては、いちご苗の新品種の開発から、苗の生産、販売、また生産農家に対する栽培指導を行っております。さらに、いちご苗のみならず、他種苗の生産、販売も手がけております。

(いちご果実部門)

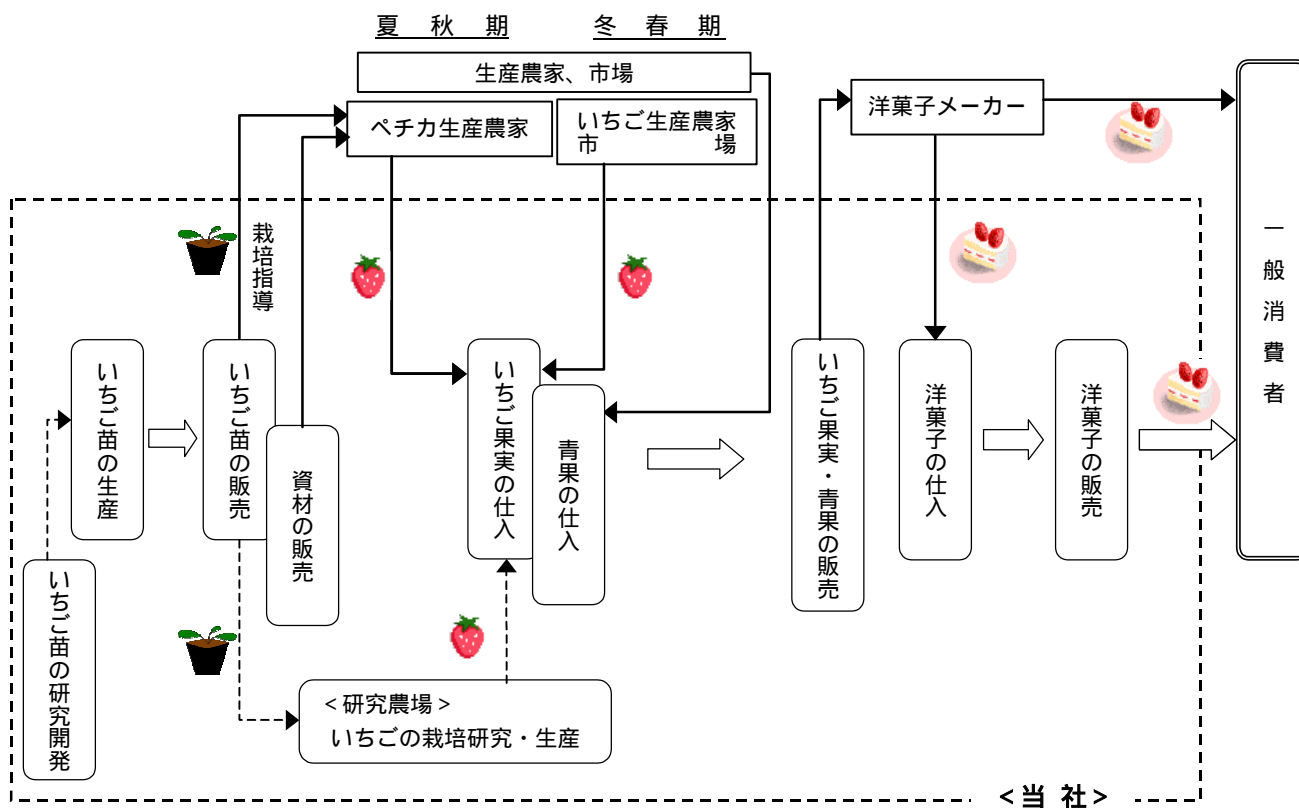
いちご果実部門においては、夏秋期にはペチカ生産農家からペチカ果実を、冬春期にはいちご生産農家や市場からペチカ以外のいちご果実を仕入れて、洋菓子メーカー等へ販売しております。

(青果部門)

青果部門においては、これまで「いちご果実部門」で築いてきた販売先や商品の輸送方法を活用し、いちご果実以外の洋菓子の材料となる果物や野菜の販売を行っております。

(その他部門)

その他部門においては、ペチカ生産農家に対する栽培用資材や果実出荷用資材の販売を行う「資材販売」と、フランチャイズ(FC)方式で経営している洋菓子小売店舗における「菓子販売」を行っております。



(2) 四季成性いちご「ペチカ」

一季成性と四季成性

一般に知られている「いちご」は、秋になって日照時間が短くなり、気温が低下してくると花芽形成（花となる芽のもとが作られること）されます。その後、冬になってさらに気温が下がると休眠状態となり、春になり気温の上昇とともに休眠から覚めて、成長、花が咲き、果実となります。八百屋あるいはスーパーマーケット等で広く一般的に販売されている「とちおとめ」「とよのか」等ほとんどのいちごが、この花芽形成の条件（夜の長さが12時間以上となる日が連続するという短日条件、あるいは温度の低下という低温条件）を必要とする一季成性品種のいちごであります。そのため、国産いちごの主な収穫時期は、12月（クリスマスの需要にあわせて人工的に必要な条件を作って収穫時期を早めたもの）から5月までとなっております。

一方、四季成性品種は、花芽形成に日照時間の長短や低温であるという条件を必要としないため、一季成性品種と違い一年中栽培収穫が可能であります。

当社の種苗法登録品種「ペチカ」「セリーヌ」は、この四季成性品種のいちごであり、一年中栽培収穫が可能であります。しかしながら、当社ではペチカの収穫時期を一季成性いちごが収穫できず国産いちごの端境期となる5月から11月の夏秋期に設定しております。

業務用¹に使われる国産いちごがほとんどない夏から秋にかけて、当社の「ペチカ」は、国産夏秋いちごとして付加価値を高めております。

- 1 洋菓子メーカー等でケーキのトッピング用あるいはスポンジのサンド用として使用されるいちごのことです。スーパーマーケット等で販売されているいちご（生食用いちご）と同じものですが、ケーキの上を飾るため、食味・食感だけでなく、大きさ、形状、色艶、スレ・あたり（手で触れたり、いちご同士あるいは他のものと擦れたりあたりすることによって、いちごの表面にできる小さなピンクに変色した部分）などの傷の有無等、各メーカーごとに厳しい規格があります。

ペチカの特徴

いちごに関して重要なことは、生産農家にとっては病虫害に対する耐性があり、作りやすく、収穫量・生産性に優れていることであり、消費者にとっては、安心・安全であり、なおかつ、食味・食感、甘みと酸味のバランス、香り、円錐形の形状、色艶のどれもが水準以上であることであります。また、洋菓子メーカーは、消費者のニーズに合わせながら、必要なサイズ（大きさ）のものを必要な量だけ安定的に供給されることを望んでおります。

当社の「ペチカ」は、こうしたどの要望にも応えうる品種であると考えております。

ペチカは、四季成性が強く季節を問わず安定して花芽を形成するため、安定的に連続して果実を収穫することができます。また、耐暑性に優れており、特に夏秋期に良質ないちご果実を収穫できます。さらに、苗の定植時期によって収穫時期をコントロールしやすく多様な作型で栽培できるため、生産者である農家にとって生産作物の計画に組込みやすいいちご品種です。

また、食味・食感の良さ、豊かな香り、鮮やかな果色、円錐形のバランス良い果形、ジューシーでありながら輸送性に富む程度の果皮の硬さである等の高い水準の果実品質を有しております。

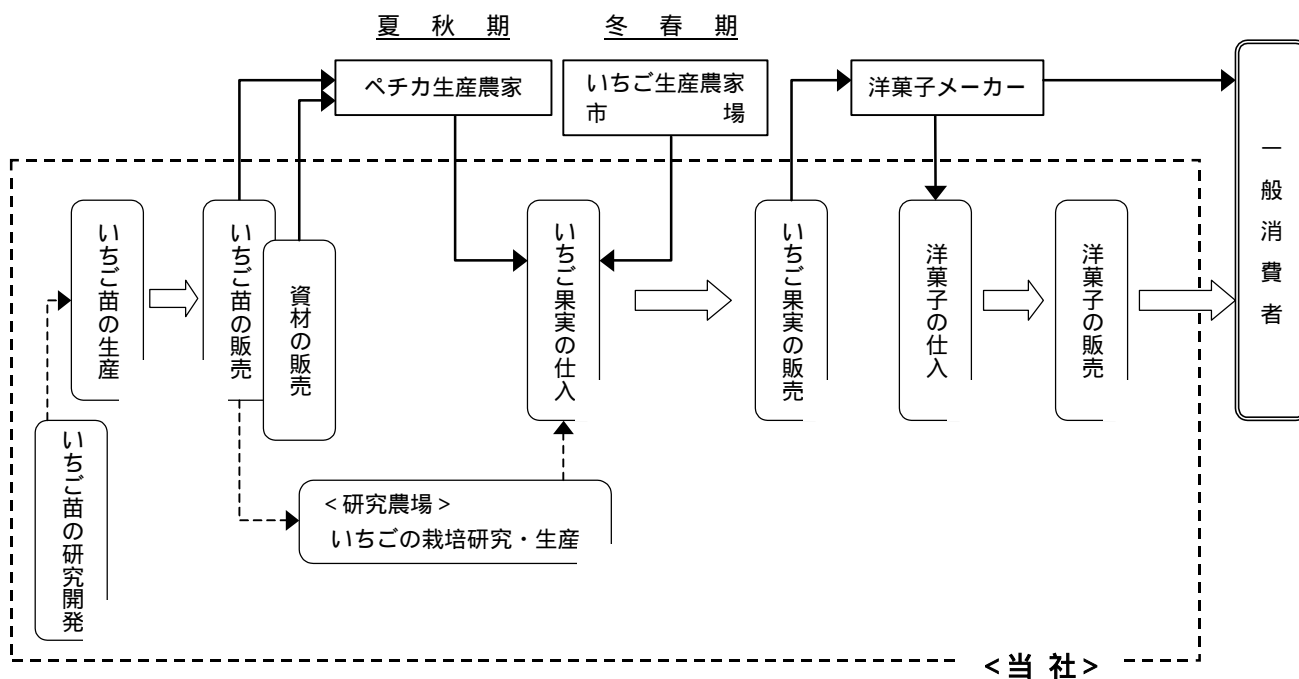
(3) 事業の特徴

当社の事業の特徴は、「いちご」という農産物において、育種¹から苗の生産・販売、栽培指導、果実の仕入・販売までのそれぞれの事業において特徴、優位性を持っているだけでなく、川上から川下までの事業を行うことで、それらが有機的に結びついて、当社の総合力として発揮されていることにあります。

また、この総合力は、生産農家や洋菓子メーカーとのつながりによって補強され、いちご果実の生産者側及び消費者側それぞれの情報を的確に捉え、ニーズに合った商品や情報をそれぞれに提供できることにもつながっております。

当社は、ペチカとそのペチカを作り上げた培養技術、さらにそのペチカを基盤に展開してきたトータルサービスが当社の特徴であると考えております。

- 1 交配などにより新しい形質を持つ品種を作り出すことであります。



育種（種苗の研究開発）

当社は、「ペチカ」（品種登録番号 第4293号）及び「セリーヌ」（品種登録番号 第3754号）の2つのいちご品種を種苗登録しております。また、当期において新たな品種「エスポ」を種苗登録申請しております。

これらの育種過程で培われた技術を駆使し、中富良野研究農場及び東神楽研究圃場の研究農場においてさらなる新品種の開発を鋭意進めております。

種苗生産（組織培養¹）

・組織培養技術

当社は、バイオテクノロジーのひとつである植物組織培養技術を使い、優良な均一無病苗²を短期間で大量に作り出す技術を有しております。この苗増殖技術によって、当社の種苗法登録品種であるペチカの苗を生産し、販売しております。組織培養による増殖技術は、近年実験室段階では急速に進歩しましたが、変異が多発しやすくまた馴化³の効率が低い等の問題から、商業的技術として確立されたものは多くはなく、商業ベースにのっているものは限られております。当社では、いちごはもとよりアルストロメリア、ユリ、クロユリ、アヤメ、胡蝶蘭、カトレア、ジャガイモ、ヤマイモ、アスパラガス、ニンニク、ニラなど多様な植物について増殖技術を確立しており、アルストロメリアについては、現在も苗生産を受託しており、組織培養技術を使って苗を増殖し、生産販売しております。

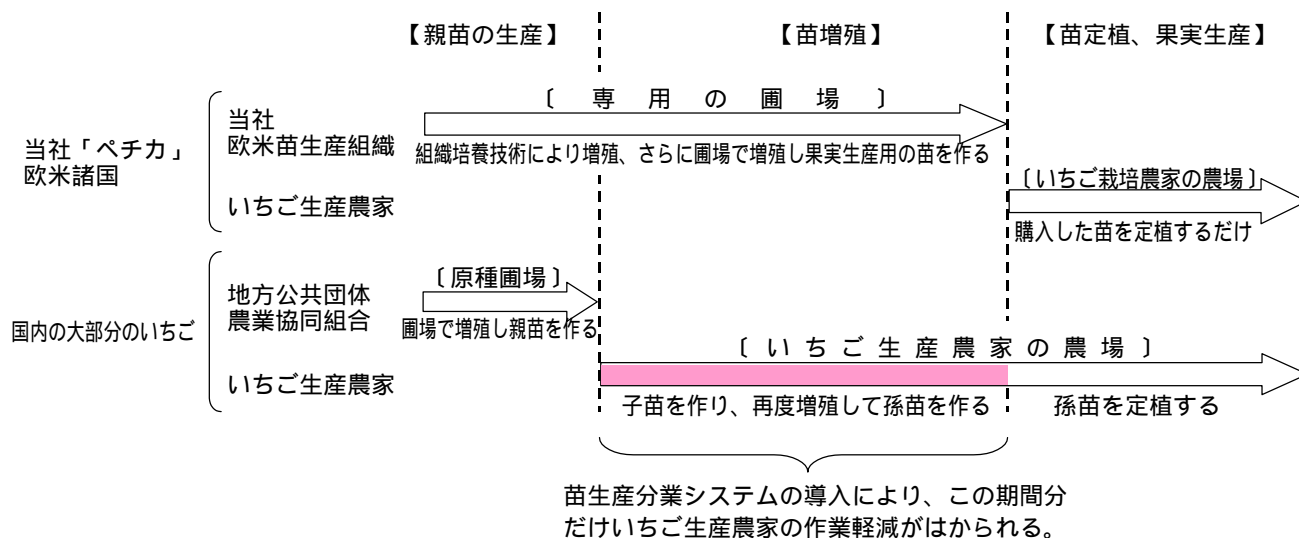
・苗生産の分業システム

国内のいちごの主要産地では、原苗を生産する段階から圃場増殖を繰り返しているため、ウイルス病など病虫害に感染する可能性が高くなり、苗質劣化の問題が年々増大しております。

また、いちごの生産に限らず、農作業の軽減化及び効率化が強く求められておりますが、国内のいちご生産農家の多くは、都道府県等の地方公共団体あるいは農業協同組合から病虫害に罹患していない健康な苗を親苗として購入し、自前の農場施設内で栽培しながら増殖させ、これを2年繰り返し、増えた子苗を果実生産用の苗として使用しております。いちご生産農家は、果実生産だけではなく苗生産の期間も合わせると1年365日毎日いちごの栽培に係わっていることとなります。

欧米諸国では、いちご生産農家が苗を購入し、増殖することなくそのまま果実生産用に使用する苗生産分業システムが広く一般的に普及しております。当社のペチカにおいては、果実生産用の苗として、優良な均一無病苗を生産農家が必要とするときに、必要な数量だけ提供する苗生産分業システムを導入しており、生産農家の作業負担軽減に大きく貢献しております。

- 1 植物の細胞あるいは葉、茎、根や芽などの器官を無菌的に培養することであります。
- 2 親苗と同じ遺伝子情報を持ち、ウイルスや病原菌に汚染されていない苗のことであります。
- 3 環境に馴れ、順応することであります。組織培養の苗は培養容器の中で生育したため、容器から出した際に温度や湿度の変化に対応できず、枯死する場合があります。そこで、温度や湿度の変動をできるだけ抑えた条件で外気に触れさせる必要があります。



いちごの栽培研究及び栽培指導

ペチカが耐暑性に優れているとはいえ、8、9月の高温条件によっては果実収量あるいは品質が低下してくることもあります。そのため、当社は、夏秋期におけるいちごの栽培生産技術の向上をはかるために、中富良野研究農場及び東神楽研究圃場において、ペチカやセリーヌの栽培研究を継続して行ってきております。ペチカ果実生産の主力は全国各産地の生産農家であります。

当社では、いちご栽培のプロフェッショナルである従業員が中心となって、全国各地のペチカ生産産地に出向き、各生産農家の栽培・生育状況を実際に目で確認して、きめ細かく的確に助言、指導を行っております。この指導により、生産農家の収穫実績は上がっており、信頼も得られ、当社にとっても規格の統一された優良ないちごを安定的に入荷できるようになってきております。

いちご果実・青果の販売

・通年安定供給

当社は、国産業務用いちごの販売に関して、ペチカを販売する夏秋期だけではなく、夏秋期以外の時期も含め最高の品質のものを1年間安定して供給すること、1年365日対応することを原則としております。そのため、当社は、夏秋期以外の冬から春にかけてのシーズンには全国のいちご産地からその時期における最高品質のいちご（「とちおとめ」「とよのか」等）を買付け、販売しております。

冬から春にかけてのシーズンには生食用いちごが豊富に生産出荷されているため、当社としても業務用いちごを確保することは比較的容易であります。夏秋期においてはいちごの生産自体が極端に少なくなるため、ペチカの生産出荷量を増やし夏秋期のいちごを確保することが重要となっております。当社は、生産農家に販売したペチカ苗から収穫された果実については、当社の規格に合致するものは全量買付けておりますが、まだ十分な量を確保できているとは言えず、国産業務用いちごとしての希少性は増しており、需要が高まってきております。

当社の特色は、ペチカの苗を販売して終わるのではなく、その成果であるペチカの果実を買付け販売することで、国産いちごのほとんど流通しない夏秋期に国産いちごを安定供給でき、冬から春にかけてのいちごのシーズンと合わせ、業務用国産いちごの通年安定供給ができることでもあります。

ペチカ及びペチカ以外いちご果実の地区別産地都道府県数一覧

(平成17年6月現在)

ペチカ	
地区	都道府県数
北海道	1
東北	4
北信越	1
四国	2
合計	8

ペチカ以外いちご果実	
地区	都道府県数
北海道	1
東北	5
関東	6
北信越	1
東海	3
四国	2
九州	5
合計	23

・輸送技術

一般にいちご果実は、30 を超える高温に弱く、また果皮がやわらかいため衝撃にも弱く、夏秋期の栽培、輸送にはあまり適しておりません。しかし当社は、夏秋期の業務用国産いちごがほとんどなかった十数年前から、この夏秋期に生産、販売を行っており、夏秋期に特に顕著に現れる諸問題を解決するため、輸送技術の研究に力を注いでまいりました。

その結果、生産農家から洋菓子メーカーまでの物流を簡素化し、また、クールコンテナを利用することで、低温管理され、なおかつ振動の少ない輸送システムを実現いたしました。さらに、スレ・あたり¹を防ぐ一段トレーソフトパック²の採用により、高品質を保持した長距離流通を実現しております。当社では、全産地のペチカについて一段トレーソフトパックを採用しており、ペチカ以外のいちごについても、産地の協力を得て一段トレーソフトパックに切替えてきております。

こうした研究、努力により、当社は、業務用としての国産いちごを冬から春にかけてだけでなく、一年中安定して供給できるような産地・流通・販売のシステム構築に成功しております。

・その他の果実、青果の販売

当社は、いちご以外にもブルーベリー、バナナ、キウイ、メロン等の洋菓子の材料となる果物や野菜の卸売りも手がけております。これら青果物の輸送方法及び販売先は、いちごでの輸送方法及び販売先と重複し、新たな輸送手段を構築する必要がないため、今後の売上拡大が期待できます。

- 1 手で触れたり、いちご同士あるいは他のものと擦れたりあたりすることによって、いちごの表面にできる小さなピンク色に変色した部分のことであります。
- 2 やわらかい材質のトレーにそれぞれのいちごの規格に合わせた窪みをつけた梱包用資材であります。この窪みの中にいちごを並べて輸送することでスレ・あたりを防ぐことができます。

洋菓子小売店舗

当社は、洋菓子小売店2店舗をフランチャイズ(F C)方式で経営しており、洋菓子業界の動向、消費者嗜好の変化などの情報をいち早く入手することができ、アンテナショップとして活用しております。

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1)提出会社の状況

(平成17年5月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
35 (82)	38.8	4.8	4,123,616

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2)労働組合の状況

当社に労働組合はありませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

第18期事業年度（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）

当事業年度におけるわが国経済は、米国や中国向けの輸出増加を背景に設備投資も堅調に推移し始め、また金融情勢に対する不安も落ち着きを見せ、リストラの進展もあり、長期にわたって続いていた景気低迷からようやく脱する兆しが見え始めてまいりました。

このような状況の中で、当社は、自社開発の四季成性いちご品種「ペチカ」を戦略商品として活用し、これまでの主要な販売先である大手洋菓子メーカーに加え、オーナーシェフ店のように小規模ながら、安心・安全で美味しい国産いちごを通年使用したいと考える店舗をターゲットとした新たな展開をはかっております。また、前期に開設した大阪出張所を拠点に、関西地区においても積極的な営業活動を行い、常に安定して国産業務用いちごを供給できる会社として一層の展開をはかってまいりました。

事業部門別の業績は以下のとおりであります。

(種苗部門)

種苗部門は、北海道及び青森県を中心にペチカ苗の出荷が拡大し、販売数量が125万本と前期に比較し19.3%の増加となりました。その結果、種苗売上高の合計は前期比14.0%増加の102,114千円となりました。

(いちご果実部門)

いちご果実部門は、生産農家の栽培技術向上に加えて、例年にない冷夏が夏秋いちごの栽培にとって良好な環境となり、ペチカ果実の出荷数量が増加したため、ペチカ果実売上高は前期比25.7%増加の994,808千円となりました。また、関西地区における積極的な営業展開によって新たな顧客を獲得し、夏秋期からいちご需要の最も多い12月のクリスマス時期、さらに春の促成いちごの販売へとつなぐことによって販売数量は増加いたしました。その結果、いちご果実売上高は前期比25.7%増加の3,526,999千円となりました。

(青果部門)

青果部門は、洋菓子用食材のブルーベリー、バナナの他、デコポン等の柑橘系フルーツの販売が堅調に推移いたしました。その結果、青果売上高は前期比94.4%増加の113,431千円となりました。

(その他部門)

その他部門は、資材売上高は128,040千円、菓子売上高は286,866千円、その他ロイヤリティ577千円となり、その他売上高の合計は前期比6.6%増加の415,484千円となりました。

この結果、当期における売上高は4,158,030千円（前期比24.4%増加）、営業利益は70,721千円（前期比20.8%減少）、経常利益は69,612千円（前期比19.9%減少）、当期純利益39,748千円（前期比6.4%減少）と増収減益となりました。

第19期中間会計期間（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）

当中間会計期間におけるわが国経済は、民間設備投資に回復傾向が見られはじめ、個人消費マインドも持ち直しはじめるなど底堅い基調ではあるものの、欧米への輸出の増勢が鈍化しつつあることから先行き懸念を含んだ中で推移してまいりました。

また、今夏は全国的に記録的な猛暑が続き、一方では台風の上陸が度重なるなど、自然の猛威は農産物の生産に大きな影響を与えました。

このような状況の中で、当社は自社開発品種の夏秋いちご「ペチカ」を中心に営業展開を行ってまいりましたが、ペチカ栽培においても猛暑の影響を受けることとなり、ペチカ生産農家から当社へ入荷するペチカ数量は減少することとなりました。また、業務用いちご果実の最需要期となる12月クリスマス期には、いちご相場価格が例年になく低迷したことともない、当社の販売価格も低下することとなりました。

一方、種苗及びいちご果実の廃棄ロスの減少やコスト削減による販売費及び一般管理費の減少は収益向上に

寄与いたしました。

その結果、当中間会計期間の売上高は2,210,957千円、営業利益は170,341千円、経常利益は169,891千円、中間純利益は91,653千円となりました。

事業の部門別の業績は次のとおりであります。

(種苗部門)

種苗部門は、一部産地において、秋定植から春定植への作型変更がすすんだこと、前期は通常の作型とは異なる作型での試験的栽培のためのペチカ苗の出荷6万本があったものの、思うような成果があがらなかったため当期はこの作型は中止としたことから、ペチカ苗の出荷本数が減少し、売上高は21,855千円となりました。

(いちご果実部門)

いちご果実部門は、前期における関西地区での積極的な営業活動と、オーナーシェフ店のような小規模ながら通年国産いちごを使用したいと考える店舗への新たな営業展開により、顧客数は増加したものの、今夏の猛暑によりペチカ生産農家から当社へ入荷するペチカ数量も減少したため、販売数量は減少いたしました。

また、業務用いちご果実の最需要期となる12月クリスマス期には、青果市場におけるいちご相場価格が例年になく低迷し、それにともない、当社の販売先への販売価格も例年に比べ低いまま推移することとなりました。その結果、売上高は1,932,207千円となりました。

(青果部門)

青果部門は、いちご果実の得意先が増えたこととともない、それらの得意先に対するいちご以外の洋菓子材料として、ブルーベリー及びキウイフルーツ等の販売数量が増加いたしました。その結果、売上高は53,260千円となりました。

(その他部門)

その他部門は、資材売上高が、高設栽培システム等の施設売上高が減少したため56,379千円となり、菓子売上高は147,255千円となったことから、その他売上高の合計は203,634千円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

第18期事業年度(自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、前事業年度末に比べ69,404千円減少し、当事業年度末には93,717千円となりました。

また、当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において営業活動の結果得られた資金は26,574千円(前期比83.1%減)となりました。これは主に売上債権の増加61,994千円があった一方、税引前当期純利益70,992千円、減価償却費40,886千円があったためであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において投資活動の結果使用された資金は21,008千円(前期比52.7%減)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出12,357千円と敷金及び保証金の差入による支出(差入による支出と返還による収入の差額)15,274千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度において財務活動の結果使用された資金は74,970千円(前期比107.7%増)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出58,420千円、配当金の支払による支出16,550千円によるものであります。

第19期中間会計期間（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は、前事業年度末に比べて113,178千円増加し、当中間会計期間末には206,895千円となりました。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において営業活動の結果使用された資金は81,773千円となりました。これは主に税引前中間純利益169,917千円及び仕入債務の増加387,882千円があった一方、売上債権の増加674,381千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において投資活動の結果使用された資金は9,988千円となりました。これは主に敷金及び保証金の差入による支出（差入による支出と返還による収入の差額）17,061千円があったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間において財務活動の結果得られた資金は204,940千円となりました。これは主に長期借入金の返済28,510千円及び配当金の支払16,550千円があった一方、短期借入金の増加による収入250,000千円があったためであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

第18期事業年度及び第19期中間会計期間における生産実績を部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	第18期事業年度 自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日		第19期中間会計期間 自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）
種苗部門	79,046	82.5	34,097
いちご果実部門	43,680	47.4	36,973
合計	122,726	65.3	71,070

（注）1 金額は当期製品製造原価によっております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 いちご果実部門では、平成15年4月1日付で網走事業所内のいちご果実栽培設備一式を譲渡し、網走事業所（現網走物流センター）内研究農場でのいちご果実生産は行わなくなったため、前期に比べて生産高が減少しております。なお、前期における網走研究農場の生産高は47,621千円であります。

(2) 仕入実績

第18期事業年度及び第19期中間会計期間における仕入実績を部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	第18期事業年度 自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日		第19期中間会計期間 自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日
	金額（千円）	前年同期比（％）	金額（千円）
種苗部門	653	-	-
いちご果実部門	2,821,923	133.2	1,416,881
青果部門	95,787	184.2	45,006
その他部門	285,117	99.1	148,716
合計	3,203,482	130.4	1,610,603

（注）上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社は見込み生産を行っているため、該当事項はありません。

(4) 販売実績

第18期事業年度及び第19期中間会計期間における販売実績を部門別に示すと、次のとおりであります。

部門の名称	第18期事業年度 自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日		第19期中間会計期間 自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日
	金額(千円)	前年同期比(%)	金額(千円)
種苗部門	102,114	114.0	21,855
いちご果実部門	3,526,999	125.7	1,932,207
青果部門	113,431	194.4	53,260
その他部門	415,484	106.6	203,634
合計	4,158,030	124.4	2,210,957

(注) 1 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第17期事業年度 自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日		第18期事業年度 自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日		第19期中間会計期間 自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社シャトレゼ	927,156	27.7	1,093,433	26.3	496,448	22.5
トーワ物産株式会社	700,660	21.0	718,159	17.3	386,939	17.5
株式会社銀座コー ジーコーナー	348,457	10.4	306,939	7.4	-	-

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当社を取巻く環境

当社の社名ホープ「HOB」は、「Horticultural Biotechnology (施設園芸の生命科学技術)」及び「Hokkaido Biotechnology (北海道の生命科学技術)」の2つのことから名付けられており、『研究室の中だけで行われていた組織培養のバイオテクノロジー技術を実際の農業の中で活かしていこう、そのバイオテクノロジー技術を活かすことで北海道の農業を活性化させる一助となろう』という想い、『バイオテクノロジーを北海道の大地に根付かせよう』というのが、当社の出発点でありました。

当社は、農業を基盤とし農業に立脚しながらも、農業そのものを事業として行っていくのではなく、農業生産者と消費者をつなぐかけ橋となり、当社の有する種苗、技術、情報を積極的に提供していくことによって、農業の活性化に寄与していくことを事業の根幹としております。

国内農業の現状

国内農業の現状は厳しいものがあります。米価、麦価は低落してきており、国内農業生産者の所得も低下してきております。また、農家においては、後継者難、後継者不足が言われ、農業生産者の高齢化といった現状に直面しているものと認識しております。

一方、農産物の輸入自由化が進み、海外から様々な農産物が安価で入ってくるようになり、輸入量は増大し、国内農産物の自給率はますます低下してきております。

農業の活性化策として期待された農地法の改正も、農業生産者を保護するという名目により、法人が事業として行う農業に対して参入を厳しくし、規制されております。

しかしながら、このような状況の中にあっても、より良いものあるいは安全、安心という付加価値農産物

を作る動きも出てきており、また新規就農者や農業生産法人を設立する動きも増え始めてきており、少しずつ変化が生じてきております。

消費者の中からも農産物に対する安心、安全を買うという意識も湧き上がり始めており、農業への注目度は少しずつ増してきております。

業務用いちごの現状

いちごは、農業生産物の中では極めて付加価値の高い作物と言われております。しかし、いちごは長期保存が難しく高い鮮度が要求されており、衝撃、高温等の環境変化に弱いため、輸送が難しい農業生産物であります。

現在、業務用いちごは、12月から5月頃までは福岡県や栃木県を中心とした一季成性いちご²が中心となっており、6月から11月までは国産いちごに替わりアメリカ産輸入いちごが大部分を占めております。平成15年の国産いちご年間出荷量は192千トンであり、他に輸入量が4.2千トン（大部分が6月から11月までの6か月間に輸入される）であります。

アメリカ産輸入いちごは、一般に食味、食感に大きく劣るとされており、果皮が硬く、輸送性が高いため、国産いちごの供給量が少ない夏から秋にかけて、業務用として国内に入ってきております。

- 1 同じ作物を同じ場所で連作すると、多くの場合作物に病気や栄養障害などの障害が発生いたします。
- 2 いちごには、花芽分化形成（花となる芽のもとが作られること）に一定の条件を必要とする一季成性いちごと条件を必要としない四季成性いちごがあります。一般に知られているいちごの多くは一季成性いちごであり（とよのか、とちおとめ等）、一定の条件（夜の長さが12時間以上となる日が連続する短日条件と温度の低下という低温条件）が整ってはじめて花芽が形成され、果実ができます。

(2) 当社の対処すべき課題

いちごの新品種の開発

当社の開発品種は「セリーヌ（種苗登録番号第3754号）」、「ペチカ（種苗登録番号第4293号）」の2品種であります。また、当期において新たな品種「エスポ」を種苗登録申請しております。現在「エスポ」が「ペチカ」の後継品種になりうるに関し、収量性、栽培特性、果実の輸送性及び苗の増殖性などの評価試験を引続き実施しております。

業務用いちごのマーケットにおいて、ペチカは国産夏秋いちごとして販売先の洋菓子メーカー等から支持を受けております。しかし、ひとつの優良ないちごの品種を作り上げるには、5年から10年以上の年月が必要となるため、当社は新品種の開発を今後も継続してまいります。

一季成性いちご（「とちおとめ」「とよのか」「さちのか」等）苗の増殖方法の確立

当社のペチカについては、均一無病苗の大量生産技術を既に確立しております。

当社は、とちおとめ、とよのか、さちのか等の一季成性いちご苗についても、大量に低コストで増殖、生産できるように技術の蓄積を行ってきており、今後も引続き実用化に向けて研究を進めてまいります。

人材の育成

当社の強みは様々な分野における技術・ノウハウを有していることにあり、特に、マニュアル化しにくい個人の経験に基づくノウハウが大きな強みであります。

実際の産地での栽培においては、多種多様な問題が発生します。

それらの問題に対処していくためには、生産農家に対して的確にかつ臨機応変に栽培技術指導を行っていくかねばならず、相当の年月にわたる経験とその蓄積が必要となります。

ペチカ産地が急速に拡大されていくなれば、栽培技術指導を行える人材が不足し、十分な栽培指導が行き渡らなくなる可能性があります。

当社では少しでも多くの経験を積ませる目的をもって、研究農場を実践の場として社員教育に努めており、マニュアル化できないノウハウの習得の機会を設けております。

新たな種苗の研究開発

当社は現在まで、食用ユリ及びアルストロメリアの研究開発等を行ってまいりましたが、いちごに続く当社の柱となるまでには至っておりません。

今後、ビジネスモデルとして構築した夏秋いちごの手法を、花卉・果実・野菜等の新たな種苗の農産物に活用していくことができるよう、今後も研究開発を継続していく方針であります。

いちご果実販売の全国展開

いちご果実の販売については、大阪出張所の開設により、関西以西にも年間を通じて安定していちごを供給できる体制となっております。

さらに、安心・安全で美味しい国産いちごを通年使用したいと考える全国のオーナーシェフ店に対し、夏秋いちごペチカを積極的に供給することによって、顧客層の拡大をはかってまいります。

4【事業等のリスク】

本有価証券届出書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしも事業上のリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中における将来に関する事項は有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) ペチカ苗およびいちご果実の製造・販売について

天候の影響について

当社の主要な事業は、ペチカを中心としたいちご苗の生産及び生産農家への販売、各生産農家からの果実の仕入及び洋菓子メーカーへの販売であります。

果実の生産は、ビニールハウス内で行っており天候の影響を受けることとなります。そのため、天候不順によってペチカの収穫量が大きく影響されないように、生産産地を北海道から、東北地方、四国へと全国に広げてきており、さらに、天候不順であっても収穫量が大きく減少しないような栽培技術・ノウハウの蓄積、生産農家に対する栽培指導の徹底に努めております。

しかしながら、天候不良の影響は完全に回避できるものではなく、猛暑、冷夏、日照不足、台風といった天候の変化により収穫量が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

生産農家との契約について

当社は、ペチカ苗を生産農家に販売し、そこから収穫される当社の規格に合った果実を買取って、全国の洋菓子メーカー等に供給しております。ペチカ生産農家との間で毎年「栽培契約書」を締結しておりますが、契約書の中には、当社の選果規格に合致したペチカ果実を当社が全量買取ることを内容とした条項があります。ペチカは、主にケーキのトッピング（飾り）として使われるため、選果規格は厳格なものとなっており、粒の小さいものや形の整っていないもの等は規格外となり買取りの対象から外れ、当社が必要とする規格のものが入荷されております。

この契約により希少性の高い夏秋期の国産いちごペチカの果実はすべて当社から販売されることとなるメリットがありますが、天候等によっては収穫果実の規格あるいは時期の偏りが生じることがあります。そのような場合には、販売先の洋菓子メーカー等にいち早く情報提供を行い、使用規格の変更を依頼するなどの対応を講じておりますが、それでも販売しきれないほどの偏りが生じた場合には、当社が在庫を抱えることとなり、果実の廃棄の発生により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

ペチカ苗の生産について

ペチカ苗の生産は、組織培養から始めておよそ3年の期間を要するため、苗販売計画に基づいた見込み生産を行っております。苗販売計画は適時見直しを行い、修正が生じた場合には苗の生産も販売計画に合わせて調整しております。ただし、販売計画修正のタイミングによっては、生産調整が間に合わない場合もあり、過剰となった苗の廃棄が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

育種開発について

新たな種苗の開発は、様々な形質を持った系統を掛け合わせ、生育を繰り返していく中で、より優れた形質を持つ種苗を選抜していく手法が用いられます。掛け合わせと選抜の繰り返しの中から品種として確立され栽培収穫されるようになるまでには、5年から10年程度の長い期間を要します。当社は、四季成性いちご「セリーヌ」及び「ペチカ」の2品種を種苗法品種登録しており、当事業年度において新たに「エスポ」を種苗登録申請いたしました。現在、「エスポ」が「ペチカ」の後継品種になりうるかに関し、収量性、栽培特性、果実の輸送性及び苗の増殖性などの評価試験を鋭意実施しております。

都道府県や農業協同組合などでも四季成性いちごの品種開発を進めておりますが、都道府県や農業協同組合は、従来育種の対象を一季成性いちごに集中してきた経緯から、現在所有している育種親は一季成性いちごに偏っており、優秀な四季成性いちごの育種親株をほとんど持っていないのが現状であります。一方、当社は「ペチカ」及び「セリーヌ」を所有し、この2品種から優良形質がホモ¹であり、かつ水準以下の形質の少ない親株の選抜に成功しております。現在、これら親株から交配した新しいタイプの株を多数選抜しており、今後新品种の登録のスピードは格段と早くなります。

しかし、都道府県や農業協同組合などにより、今後新しいタイプの優秀な四季成性いちご品種が開発された場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

- 1 遺伝子は必ず対となって存在しております。同じ遺伝子が対になっていることをホモ(AA)、異なる遺伝子の場合にはヘテロ(Aa)と称します。ホモの場合は交配した場合すべての組み合わせにAが含まれ、その形質が高頻度で子孫に発現します。たとえばペチカの優秀な形質がホモになっていれば、交配で得られる子孫もその優秀な形質を高頻度で持っていることとなります。

産地拡大について

当社は、国産業務いちごの販売に関しては、自社開発したペチカを販売する夏秋期だけでなく、夏秋期以外の時期も、とちおとめ、とよのか、章姫など国産主要品種の仕入・販売を通じて、いちごの通年供給を行っております。

当社が開発したペチカ苗の生産やペチカ果実の安定的な収穫には産地の拡大が重要となります。国内農業は、米価、麦価の低落、野菜、果実の価格低迷、農業生産者の所得減少、また農業生産者の確保難、後継者不足が言われ、農業生産者の高齢化などにより農業全体の就業人口は減少傾向にあるものと認識しております。しかしながら、このような状況下、近年は、良いものあるいは、安全、安心という付加価値農産物を作る動きも出てきており、こうした付加価値農産物については新規就農者や農業生産法人を設立する動きも増加してきているものと認識しております。

近年、ペチカの生産農家は増加してきておりますが、一部の地域の天候不順によって、当社へのペチカ入荷量に影響を及ぼす場合があります。当社は、生産産地を北海道から、青森県、山形県、宮城県の東北地方、さらに新潟県、長野県、四国へと全国に広げてきておりますが、計画通りに産地拡大が図れない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

病虫害について

農産物は、屋外の圃場やビニールハウス内で栽培及び生産するため、ウイルス等への感染、害虫の発生を防ぐことは極めて難しい問題であります。

当社は、ペチカでの病虫害の発生を防ぐため、生産農家・生産産地との連絡を密にし、栽培技術指導者が実際に苗・果実の生育状況を確認し、早期に異常を発見するように努めております。

しかしながら、完全な防除が困難であるため、不測の病虫害が大量、広域に発生した場合、見込みどおりの成果が得られず当社の業績に影響を与える可能性があります。

人材の育成について

各産地での生産過程においては、多種多様な問題が発生しますが、その時々生産農家に対する確にかつ臨機応変に栽培技術指導できることが良質な果実を収穫するために重要なこととなります。しかし、農業に関係する技術やノウハウの習得には、机上の学習だけではなく、マニュアル化しにくい経験という学習が必要となります。

当社にとっては、これら栽培技術指導者個々人の技術・ノウハウを組織全体に広げていくことが課題であり、そのため、少しでも多くの経験を積ませるため研究農場を実践の場として社員教育に努め、マニュアル化しにくい技術やノウハウの習得の機会を設けております。

技術・ノウハウを習得した栽培技術指導者も育ち始めており、現在のところ不足してはおりませんが、ペチカ生産産地が広がり作付面積が拡大されていくと、十分な栽培指導が行き渡らなくなる可能性があり、その場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(2) 特定人物（経営者）への依存について

当社は、取締役6名及び従業員36名（平成17年6月24日現在）と会社の規模が比較的小さいため、少人数の経営陣に依存しております。これらの経営陣が当社の事業を継続的に遂行することは、当社の今後の事業展開を支える重要な要因の一つであります。特に、代表取締役社長高橋巖は、経営戦略上、種苗開発、研究開発活動など広範囲にわたり当社の事業活動の根幹を支えており、当社の事業展開は同氏に大きく依存しております。したがって、当社における同氏の業務遂行が何らかの理由により困難となった場合、当社の事業展開や業績などに影響を与える可能性があります。

なお、同氏は、平成17年6月24日現在において、当社の発行済株式総数の54.38%を保有する筆頭株主であります。

(3) 法的規制について

当社の事業及び製・商品等に対する法的規制は下表のとおりであります。

許可・承認の種類	有効期限	監督官庁	関連する法律
品種登録 「セリーヌ」（登録番号第3754号） 「ペチカ」（登録番号第4293号）	平成20年11月 平成22年3月	農林水産省	種苗法
東京都中央卸売市場 葛西市場青果部売買参加者（売買参加章30 - 56）		農林水産省	卸売市場法
食品営業許可証 乳類販売業 菓子製造業	平成19年12月 平成18年10月 平成18年12月 平成21年10月	厚生労働省	食品衛生法

- (注) 1. 当社が保有する種苗法登録品種「セリーヌ」及び「ペチカ」に有する育成者権の存続期間は、それぞれ平成20年11月及び平成22年3月までであります。この育成者権の存続する間は、当社以外の者がこの2品種の種苗や果実の売買等を行うことができないこととなっており、当社は独占的に利用する権利を有しております。育成者権の存続期間が終了した後は、これら2品種の苗や果実を自由に栽培、利用することが可能となるため、そのときの状況によっては、当社の経営戦略や業績に影響を与える可能性があります。
2. 食品営業許可証「乳類販売業」「菓子製造業」の有効期限は、洋菓子小売店舗2店舗におけるそれぞれの有効期限であります。

(4) 経営成績の変動要因について

当社の主要な経営指標等の推移は、以下のとおりであります。

回次	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
決算年月	平成12年6月	平成13年6月	平成14年6月	平成15年6月	平成16年6月
売上高(千円)	1,121,844	609,695	2,537,087	3,343,244	4,158,030
経常損益(千円)	93,112	60,662	10,115	86,882	69,612
当期純損益(千円)	44,277	35,737	4,159	42,486	39,748
純資産額(千円)	562,722	515,157	369,735	651,879	675,756
総資産額(千円)	926,428	1,015,703	1,038,967	1,070,363	1,016,257

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2 経常損益及び当期純損益の印は、損失を示しております。
 3 第15期及び第16期については、以下の特殊な要因があります。

業務提携契約の解除

〔第15期(平成13年6月期)〕

平成12年8月、主要な取引先(以下、同社という)との「苺の販売等に関する業務提携契約」の解除により、それまで同社を経由して当社へ入荷していた一部ベチカ産地の果実が入荷されなくなりました。また、それら一部産地からのベチカ苗の受注も減少いたしました。そのため、種苗売上高及びいちご果実売上高が減少いたしました。また、見込生産を行っていたベチカ苗については、受注減少により余剰が生じたため、当事業年度において廃棄を行い廃棄損が発生いたしました。当社は、夏秋期のいちご果実の安定的な出荷・供給を確保していくために、北海道以外への産地拡大をより一層強力に進めていく方針を固め、積極的にベチカ栽培産地の開拓を行っていくことといたしました。

株式会社西村との合併

〔第16期(平成14年6月期)〕

平成13年10月、子会社でありました業務用いちご卸の株式会社西村を吸収合併したため、いちご果実売上高は増加し、また、青森県、山形県等へのベチカ産地の拡大が進み、種苗売上高も増加いたしました。

特定品目への依存について

当社の売上高構成は、いちご果実売上高の比重が高く、平成16年6月期の売上高に占めるいちご果実の構成比は84.8%となっております。そのため、天候による収穫量の変化、販売価格の低下、消費者の嗜好の変化等により、当社の経営戦略及び業績に影響を与える可能性があります。

売上高	平成14年6月期		平成15年6月期			平成16年6月期		
		構成比 (%)		構成比 (%)	前期比 (%)		構成比 (%)	前期比 (%)
種苗(千円)	74,549	2.9	89,547	2.7	120.1	102,114	2.5	114.0
いちご果実 (うちベチカ) (千円)	2,063,302 (516,569)	81.3 (20.4)	2,805,637 (791,135)	83.9 (23.7)	136.0 (153.2)	3,526,999 (994,808)	84.8 (23.9)	125.7 (125.7)
青果(千円)	72,798	2.9	58,355	1.7	80.2	113,431	2.7	194.4
その他(千円)	326,436	12.9	389,703	11.7	119.4	415,484	10.0	106.6
計(千円)	2,537,087	100.0	3,343,244	100.0	131.8	4,158,030	100.0	124.4

- (注) いちご果実の()は、ベチカ果実で内書きであります。

特定の取引先への依存度が高いことについて

当社の販売先のうち、株式会社シャトレゼ及びトーワ物産株式会社の上位2社に対する販売金額は平成16年6月期においてそれぞれ10%を超えており、その合計は平成15年6月期において売上高の48.7%、平成16年6月期において43.6%を占めております。当社では、特定取引先への依存度を低下させるべく、販売先の拡大を積極的にはかっており、いちご果実の販売先は平成17年6月期（平成16年12月中旬間時点）において、平成15年6月期の3倍強の270社程度となっております。その結果、平成16年12月末時点における上記販売先2社に対する販売金額の合計は売上高の40.0%まで低下しております。

また、株式会社シャトレゼ及びトーワ物産株式会社とは、平成17年6月24日現在、いずれも取引基本契約書を締結しており、契約に基づき継続的に取引を行っております。

しかしながら、これら会社との取引の継続性や安定性は保証されていないため、これら会社の販売、価格政策、商品戦略の変更など取引関係等が変化した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

相手先	平成15年6月期		平成16年6月期	
		割合(%)		割合(%)
株式会社シャトレゼ(千円)	927,156	27.7	1,093,433	26.3
トーワ物産株式会社(千円)	700,660	21.0	718,159	17.3

業績の季節変動について

当社が販売するいちご果実は、ケーキの飾りとして使われることが多く、デコレーションケーキの販売が急増する12月のクリスマス時期に最も大きな需要期を迎え、12月の売上高は他の月に比べ極めて多く計上されます。そのため、下半期と比較し、上半期に売上高が多くなる傾向が続いております。売上総利益も上半期に偏る傾向にありながら、販売費及び一般管理費は固定的要素が強く上半期に偏ることが少ないため、営業利益及び経常利益段階では、上半期で利益を計上し、下半期は利益をほとんど計上できない傾向が続いております。

	平成14年6月期			平成15年6月期			平成16年6月期		
	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期	上半期	下半期	通期
売上高(千円) (通期比率)(%)	1,375,822 (54.2)	1,161,264 (45.8)	2,537,087 (100.0)	2,075,893 (62.1)	1,267,351 (37.9)	3,343,244 (100.0)	2,559,363 (61.6)	1,598,667 (38.4)	4,158,030 (100.0)
売上総利益(千円) (通期比率)(%)	307,038 (57.3)	229,200 (42.7)	536,238 (100.0)	452,522 (61.3)	285,591 (38.7)	738,113 (100.0)	500,235 (61.2)	317,436 (38.8)	817,671 (100.0)
販管費(千円) (通期比率)(%)	240,837 (46.3)	279,204 (53.7)	520,042 (100.0)	347,949 (53.6)	300,843 (46.4)	648,793 (100.0)	419,946 (56.2)	327,003 (43.8)	746,950 (100.0)
営業損益(千円) (通期比率)(%)	66,200 (-)	50,003 (-)	16,196 (100.0)	104,572 (-)	15,252 (-)	89,320 (100.0)	80,288 (-)	9,567 (-)	70,721 (100.0)
経常損益(千円) (通期比率)(%)	79,863 (-)	69,747 (-)	10,115 (100.0)	102,551 (-)	15,668 (-)	86,882 (100.0)	79,764 (-)	10,151 (-)	69,612 (100.0)

(注) 1 比率は、通期に対する上半期及び下半期の構成比であります。

2 当社は平成16年6月期より中間財務諸表を作成し、中央青山監査法人の監査を受けております。そのため、平成14年6月期及び平成15年6月期の上半期・下半期の数値については、中央青山監査法人の監査を受けておりません。

3 営業損益及び経常損益については、下半期が損失計上となっているため比率は記載しておりません。

市場相場価格について

促成期(12月頃から5月頃まで)のいちご果実は、青果市場において相場価格が形成されます。しかし、夏秋期(6月頃から11月頃まで)の国産いちごのほとんどは市場を経由しないため、価格は洋菓子メーカー等との交渉により決めており、促成いちごとは違い市場相場価格に与える影響は少なくなっております。

当社が仕入、販売する促成期のいちごの価格は、市場相場価格(主に東京都中央卸売市場大田市場)に基づいて決めております。例年、12月のクリスマス時期にはデコレーションケーキの飾りとしての需要の高まりから価格は高騰し、それをピークに価格は安くなってきます。例えば、平成16年6月期における東京都中

央卸売市場大田市場の「とちおとめ」の市場相場価格（Lサイズ1パック当たり価格）は、平成15年12月のクリスマス時期に1,500円になり、平成16年1月には250円まで低下しております。また平成16年12月のクリスマス時期には900円と例年に比べ低い価格となっております。促成いちごの価格は、日によりあるいは年により変動はありますが、概ねこのようなトレンドで推移しております。そのため、促成いちごの市場相場価格の変動は、当社のいちご果実売上高に大きな影響を与える可能性があります。

役員との取引について

当社は、役員との間に下記のような取引があります。

）平成16年6月期（第18期 平成15年7月1日から平成16年6月30日まで）における当社と役員との取引は以下のとおりであります。

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	高橋 巖	-	-	当社代表 取締役社長	直接 54.38	-	-	銀行借入に 対する債務被 保証(2)	144,299	-	-
								仕入先に対 する債務被保 証(3)	6,658	-	-

(注) 1 上記の取引金額は、消費税等を含んでおりません。

2 当社の借入金に対して、高橋巖から債務保証を受けております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

3 当社の仕入先に対する債務に対して、高橋巖から債務保証を受けております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

なお、当社代表取締役社長高橋巖の銀行借入に対する債務保証及び仕入先に対する債務保証については、平成17年6月24日現在いずれも解消しております。

）当社は、当社取締役加野仁司より土地（北海道空知郡中富良野町）5,968㎡の上部空間を夏秋いちごの水耕栽培及び研究開発のため、年額638千円で賃借しております。取引金額は近隣農地の収入金額等を基に総合的に勘案し決定しております。当面の間、取引関係が継続する可能性があります。当社としては、今後、同地区周辺の近隣地区で適当な代替地を探していく方針です。

）当社は、当社代表取締役社長高橋巖に対し、当社の所有する社宅を年額120千円で賃貸しておりましたが、平成17年5月31日、当該社宅を、不動産鑑定評価額を勘案し簿価（4,188千円）で当社代表取締役社長高橋巖に売却しております。

5【経営上の重要な契約等】

当社は、ペチカ（セリヌを含む）果実の栽培について、生産農家との間で「栽培契約書」を締結しております。その主な内容は、以下のとおりであります。

契約締結先	期間	主な内容
生産農家個人	契約締結日から1年間 (自動更新規定なし)	<ul style="list-style-type: none"> ・いちご果実の生産が目的であること ・当社が販売する苗の品種及び数量 ・当社選果規格に合致する果実をすべて当社へ出荷すること ・種苗の他人への譲渡、増殖、保存等の禁止

(注) 1 契約締結先は、農業生産法人あるいは農業協同組合の場合もあります。

2 契約期間は1年間で満了しますが、種苗の他人への譲渡、増殖、保存等の禁止規定は期間満了後も効力を有することとなっております。

6【研究開発活動】

第18期事業年度（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）

(1) 新品種の育種開発

当社の種苗登録品種「ペチカ」は、夏秋期の国産いちごとして、販売先の洋菓子メーカー等に認められ、支持されてきております。また、当期において新たな品種「エスポ」を種苗登録申請いたしました。今後も新しいタイプの優秀な品種を提案することは夏秋期の国産いちごの需要をさらに拡大するために重要と考えられます。しかし、品種の開発（育種）からさらに果実が安定出荷され、認知されていくまでには長い年月を要するため、今後もエスポに続き、優れた品種の開発研究は継続していかねばなりません。

品種の研究開発は、次の手順により実施しております。

交配

様々な品種の掛け合わせにより、果実を作り、種を取り出します。

一次選抜

交配により得られた苗のうち、優れた果実を作ったものを選抜します。

二次選抜

一次選抜された苗をランナー¹で増殖し、再度、果実の状態及び収量性等を検証し、選抜します。

- 1 親苗から横に長く伸びる側枝（茎）。節からわき芽や根を出し、新しい苗（子苗）となります。さらに、この子苗からもランナーは発生し、苗が増えていきます。

生産力検定

二次選抜されたものを対象に100本程度の栽培評価を行い、病虫害あるいは環境変化への耐性、収穫時の作業性、輸送性等を検証します。

新品種登録、普及

生産力検定の結果、優良なものは種苗法品種登録の候補となります。当社は、育種した優良な種苗については、品種登録を行っていく方針であります。また、その品種を用い、新たな産地を形成していくことも可能となっております。

当期におきましては、交配から新品種登録までの各工程を実施してまいりました。

その結果、交配後の一次選抜対象となる苗は約5,000苗、二次選抜の対象となる苗は約300系統、生産力検定を実施中の苗は5系統となっております。

また、種苗登録申請中の「エスポ」についても、「ペチカ」の後継品種になりうるかに関し、引続き評価試験を実施中であります。

当社は、種苗の育種開発だけでなく、苗の販売、栽培指導、果実の買取りから販売まで、いちごのすべてを事業として行っていることから、生産者側である生産農家から消費者側である洋菓子メーカーまでの総合的な評価に基づいた基準で各工程の選抜を行っております。そのため、生産農家あるいは洋菓子メーカーのどちらかにもみ支持される品種ではなく、双方から支持される品種として普及、産地形成していくことができる強みがあります。

(2) 一季成性いちご苗の増殖技術の確立

国内のいちご主要産地では、いちご苗への病虫害の感染回避及びいちご栽培生産作業の軽減が求められてきております。近い将来、国内においても欧米諸国や当社のペチカ栽培で実施しているいちご苗生産の分業化、外注化が進み、大きな市場となっていくものと予想されます。当社におきましては、種苗販売事業の拡充をはかるため、国内の一季成性いちご（とちおとめ、さちのか、とよのか）の増殖方法の確立を目的に、圃場での増殖条件、病虫害の防除方法、苗の冷蔵貯蔵条件及び製造コスト等の研究、検討を行ってきております。

(3) いちご栽培技術の改良

近年、消費者の安全志向の高まりにともない、適正な農薬使用はもとより減農薬栽培に対する要望も強まってきております。当社では、適正な施肥管理の検討、生物農薬などの非化学農薬の導入及び各種農業資材の導

入により、農薬の使用減、減農薬栽培の実現を目指し研究、検討を行ってきております。

また、当社はペチカ生産農家に対して当社独自のいちご高設栽培システムを販売し、適切な栽培指導のもと収益性の良い果実生産を実現してまいりました。今後、生産性のより高く、より経済的なシステムへの改良を実現することにより、いちご高設栽培システムの販売促進はもとより、ペチカ生産農家の生産性を高め、結果的に当社の競争力増強をはかるべく積極的に取り組んでおります。

(4) いちご果実の輸送及び貯蔵方法の開発

一般に、いちご果実は30℃を超える高温に弱く、果皮がやわらかいため衝撃にも弱く、輸送にはあまり適しておりません。当社は、夏秋期に特に顕著に現れる問題を解決するため、輸送技術の開発に力を注いでまいりました。その結果、輸送業者と協力しクールコンテナを利用することで、低温管理され、なおかつ振動の少ない輸送システムを実現しております。さらに、スレ・あたりを防ぐ一段トレーソフトパックの採用により、高品質を保持した流通を実現しております。

さらに、当社のいちご販売の競争力を高めるため、氷温貯蔵技術によるいちご果実の長期貯蔵条件について研究を重ねております。

以上の研究開発活動を行い、当事業年度は51,848千円の研究開発費を計上しております。

第19期中間会計期間（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）

(1) 新規いちご品種の育種開発

当社の種苗登録品種「ペチカ」は、夏秋期の国産いちごとして、多くの洋菓子メーカー等に認められ、支持されてきております。また、前期中に新たな品種「エスポ」を種苗登録申請しており、「ペチカ」の後継品種になりうるに関し、引続き評価試験を実施中であります。

今後も新しいタイプの優秀な品種を提案することは夏秋期の国産いちごの需要をさらに拡大するために重要と考えられます。平成15年には、極めて優秀な四季成性品種の交配親系統を取得し、平成16年より育種への使用を開始しております。これにより今後は、より短期間に、より低コストでの新品种の選抜が可能となります。

当社は、種苗の育種開発だけでなく、苗の生産及び農家への販売、栽培指導、果実の仕入から洋菓子メーカーへの販売まで、いちごのすべてを事業として行っていることから、生産側である生産農家から消費側である洋菓子メーカーまでの総合的な評価に基づいた基準で新品种の選抜を行っております。そのため、生産農家あるいは洋菓子メーカーのどちらかにのみ支持される品種ではなく、双方から支持される品種として普及、産地形成していくことができる強みがあります。

(2) 一季成性いちご苗の増殖技術の確立

国内のいちご主要産地では、いちご苗への病害虫の感染回避及びいちご栽培生産作業の軽減が求められてきております。近い将来、国内においても欧米諸国や当社のペチカで実施しているいちご苗生産の分業化、外注化が進み、大きな市場となっていくものと見込んでおります。当社におきましては、種苗販売事業の拡充をはかるため、国内の一季成性いちご（とちおとめ、さちのか、とよのか）の増殖方法の確立を目的に、圃場での増殖条件、病虫害の防除方法、苗の冷蔵貯蔵条件及び製造コスト等の研究、検討を行ってきております。

(3) いちご栽培技術の改良

近年、消費者の安全志向の高まりにともない、適正な農薬使用はもとより減農薬栽培に対する要望も強まってきております。当社では、適正な施肥管理の検討、生物農薬などの非化学農薬の導入及び各種農業資材の導入により、農薬の使用減、減農薬栽培の実現を目指し研究、検討を行ってきております。

また、当社はペチカ生産農家に対して当社独自のいちご高設栽培システムを販売し、適切な栽培指導のもと収益性の良い果実生産を実現してまいりました。今後、生産性のより高く、より経済的なシステムへの改良を実現することにより、いちご高設栽培システムの販売促進はもとより、ペチカ生産農家の生産性を高め、結果的に当社の競争力増強をはかるべく積極的に取り組んでおります。

(4) いちご果実の輸送方法の開発

一般に、いちご果実は、30℃を超える高温に弱く、果皮がやわらかいため衝撃にも弱く、輸送にはあまり適

しておりません。当社は、夏秋期に特に顕著に現れるこれらの問題を解決するため、輸送技術の開発に力を注いでまいりました。その結果、クールコンテナを利用することで、低温管理され、なおかつ振動の少ない輸送システムを実現しております。さらに、スレ・あたりを防ぐ一段トレーソフトバックの採用により、高品質を保持した流通を実現してまいりました。

(5) 花卉商材としてのいちご鉢花の商品開発

いちごは花卉市場において鉢花商材として注目されてきましたが、栽培管理が難しいこと、特に素人である購入者が果実を収穫するに至ることが難しいことから、ほとんど普及しておりませんでした。当社では、研究開発を行ってきた結果、当社の登録品種である「セリーヌ」を用いての商品実用化に成功し、平成17年春に60,000鉢の出荷が見込まれております。

以上の研究開発活動を行い、当中間会計期間は23,309千円の研究開発費を計上しております。

7【財政状態及び経営成績の分析】

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、この財務諸表の作成にあたり必要と思われる会計上の見積りについては、合理的な基準に基づいて実施しております。

財政状態及び経営成績の分析は以下のとおりです。

なお、本項に記載した将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社が判断したものであり、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性があります。

(1) 財政状態の分析

第18期事業年度（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）

（流動資産）

流動資産は、前事業年度末と比較して34百万円減少し459百万円となりました。これは、売上の増加にともない売掛金が増えたものの、長期借入金返済に伴う現金及び預金の減少、商品及び製品在庫の減少が主因であります。

（固定資産）

固定資産は、前事業年度末と比較して19百万円減少し556百万円となりました。これは、いちご苗洗浄施設改修工事及び関西地区の業務拡大に伴う設備投資があった一方で、建物等有形固定資産の減価償却による減少が主因であります。

（流動負債）

流動負債は、前事業年度末と比較して23百万円減少し238百万円となりました。これは、前受金及び未払法人税等の減少によるものであります。

（固定負債）

固定負債は、前事業年度末と比較して54百万円減少し101百万円となりました。これは、長期借入金の返済によるものであります。

（資本）

資本は、前事業年度末と比較して23百万円増加し675百万円となりました。この結果、株主資本比率は、前事業年度末の60.9%から66.5%に上昇しております。

（キャッシュ・フロー）

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、26百万円のキャッシュを得ております。これは主に売上債権の増加61百万円等があったものの税引前当期純利益70百万円、減価償却費40百万円があったことによるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローでは、21百万円のキャッシュを使用しておりま

す。これは主に有形固定資産の取得による支出12百万円と敷金及び保証金の差入による支出（差入による支出と返還による収入の差額）15百万円によるものであります。また、財務活動によるキャッシュ・フローでは、74百万円のキャッシュを使用しております。これは主に、長期借入金の返済による支出58百万円、配当金の支払による支出16百万円によるものであります。

第19期中間会計期間（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）

（流動資産）

流動資産は、前事業年度末と比較して796百万円増加し1,255百万円となりました。これは、12月の売上の増加にともなう売掛金の増加及び現金及び預金の増加が主因であります。

（固定資産）

固定資産は、前事業年度末と比較して7百万円減少し549百万円となりました。これは、建物等有形固定資産の減価償却による減少が主因であります。

（流動負債）

流動負債は、前事業年度末と比較して737百万円増加し975百万円となりました。これは、12月の仕入の増加にともなう買掛金の増加及び短期借入金、未払法人税等の増加が主因であります。

（固定負債）

固定負債は、前事業年度末と比較して23百万円減少し78百万円となりました。これは、長期借入金の返済によるものであります。

（資本）

資本は、前事業年度末と比較して74百万円増加し750百万円となりました。この結果、株主資本比率は、前事業年度末の66.5%から41.6%に減少しております。

（キャッシュ・フロー）

当社の資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローでは、81百万円のキャッシュを使用しております。これは主に税引前中間純利益169百万円、仕入債務の増加387百万円があったものの売上債権の増加674百万円があったこと等によるものであります。投資活動によるキャッシュ・フローでは、9百万円のキャッシュを使用しております。これは主に敷金及び保証金の差入による支出（差入による支出と返還による収入の差額）17百万円によるものであります。また、財務活動によるキャッシュ・フローでは、204百万円のキャッシュを得ております。これは主に、長期借入金の返済による支出28百万円と配当金の支払による支出16百万円があったものの、短期借入の実行による収入250百万円があったことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

第18期事業年度（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）

当事業年度における売上高は4,158百万円（前期比24.4%増）となりましたが、営業利益は70百万円（前期比20.8%減）、経常利益は69百万円（前期比19.9%減）、当期純利益は39百万円（前期比6.4%減）となりました。

（売上高）

売上高は、前事業年度と比較して814百万円増加し4,158百万円となりました。

種苗部門は、北海道及び青森県を中心にペチカ苗の出荷が拡大し、販売数量が125万本と前期と比較し19.3%の増加となりました。その結果、種苗売上高の合計は前期比14.0%増加の102百万円となりました。

いちご果実部門は、生産農家の栽培技術向上に加えて、例年にない冷夏が夏秋いちごの栽培にとって良好な環境となり、ペチカ果実の出荷数量が増加したため、ペチカ果実売上高は前期比25.7%増加の994百万円となりました。また、関西地区における積極的な営業展開によって新たな顧客を獲得し、夏秋期からいちご需要の最も多い12月のクリスマス時期、さらに春の促成いちごの販売へとつなぐことによって販売数量は増加いたし

ました。その結果、いちご果実売上高は前期比25.7%増加の3,526百万円となりました。

青果部門は、洋菓子用食材のブルーベリー、バナナの他、デコポン等の柑橘系フルーツの販売が堅調に推移いたしました。その結果、青果売上高は前期比94.4%増加の113百万円となりました。

その他部門は、資材売上高は128百万円、菓子売上高は286百万円、その他ロイヤリティ0百万円となり、その他売上高の合計は前期比6.6%増加の415百万円となりました。

(売上原価)

売上原価は、前事業年度と比較して735百万円増加し3,340百万円となり、売上高原価率は、前事業年度77.9%に対し当事業年度は80.3%となりました。

これは、いちご果実の廃棄に伴ういちご果実売上原価の増加が主たる要因であります。平成15年は冷夏であったため、夏秋いちごの栽培には適した気候でありました。ペチカにおいても同様で、8月下旬から9月中旬に掛けて、計画を大きく上回る数量が集中的に生産収穫されました。当社は早い時点で小玉サイズのいちごが多くなることを予測しその営業展開をはかりましたが、全てを販売するには届かず、一部小玉サイズが売れ残り、廃棄することになりました。

その結果、売上総利益は817百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

販売費及び一般管理費は、前事業年度と比較して98百万円増加し746百万円となりました。これは、関西地区への展開に伴う運送費及び人件費の増加によるものであります。

その結果、営業利益は70百万円となりました。

(営業外収益および営業外費用)

営業外収益は前事業年度と比較して微増の1百万円となり、営業外費用は前事業年度と比較して微減の3百万円となりました。その結果、経常利益は69百万円となりました。

(特別利益および特別損失)

特別利益は1百万円となり、特別損失は0百万円となりました。

第19期中間会計期間(自平成16年7月1日至平成16年12月31日)

当中間会計期間における売上高は2,210百万円となり、営業利益は170百万円、経常利益は169百万円、中間純利益は91百万円となりました。

(売上高)

種苗部門は、一部産地において、秋定植から春定植へ作型変更がすすんだこと、前期は通常の作型とは異なる作型での試験的栽培のためのペチカ苗の出荷6万本があったものの、思うような成果があがらなかったため当期はこの作型は中止としたことから、ペチカ苗の出荷本数が減少し、売上高は21百万円となりました。

いちご果実部門は、前期における関西地区での積極的な営業活動と、オーナーシェフ店のような小規模ながら通年国産いちごを使用したいと考える店舗への新たな営業展開により、顧客数は増加したものの、今夏の猛暑の影響によりペチカ生産農家から当社へ入荷するペチカ数量も減少したため、販売数量は減少いたしました。また、業務用いちごの最需要期となる12月クリスマス期には、青果市場におけるいちご相場価格が例年になく低迷し、それにともない、当社の販売先への販売価格も例年に比べ低いまま推移することとなりました。その結果、売上高は1,932百万円となりました。

青果部門は、いちご果実の得意先が増えたことにともない、それらの得意先に対するいちご以外の洋菓子材料として、ブルーベリー及びキウイフルーツ等の販売数量が増加いたしました。その結果、売上高は53百万円となりました。

その他部門は、資材売上高は56百万円、菓子売上高は147百万円となったことから、その他売上高の合計は203百万円となりました。

(売上原価)

売上原価は1,653百万円となり、売上高原価率は74.8%となりました。

平成16年は猛暑であったため、生産農家から出荷されるペチカ果実の数量は減少いたしました。そのため、夏秋期におけるペチカ果実は不足気味で推移し、在庫口スは少なくなりました。

その結果、売上総利益は557百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

運送費の削減等によるコストダウンの効果により、販売費及び一般管理費は387百万円となりました。その結果、営業利益は170百万円となりました。

(営業外収益および営業外費用)

営業外収益は0百万円となり、営業外費用は1百万円となりました。その結果、経常利益は169百万円となりました。

(特別利益および特別損失)

特別利益は0百万円となり、特別損失は計上されませんでした。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第18期事業年度（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）

当事業年度に実施した設備投資の総額は12,357千円であります。

実施した設備投資の主なものは以下のとおりであります。

採種圃場から掘上げたペチカ苗を洗浄するためのいちご苗洗浄施設の改修工事4,910千円を行い、圃場工程の外注先である農事組合法人西上経営組合内に設置しております。

関西地区におけるいちご果実の販売量増加に対応するため、大阪出張所倉庫内に冷蔵庫2,395千円を設置しております。

関西地区における業務拡大にともない、車輛2台2,706千円を購入しております。

また、当事業年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

第19期中間会計期間（自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日）

当中間会計期間に実施した設備投資の総額は939千円であります。

実施した設備投資の主なものは以下のとおりであります。

苗の保管冷蔵庫内の温度管理のため、東神楽物流センター内にチャートレス温度記録計559千円を購入しております。

また当中間会計期間において重要な設備の除却・売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、次のとおりであります。

(平成16年12月31日現在)

事業所名(所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数(名)
		建物及び構築物	機械装置及び運搬具	土地(面積千㎡)	その他	合計	
本社 (北海道上川郡東神楽町)	統括業務施設及び研究施設	108,190	4,147	18,530 (6)	1,530	132,399	15
東京本部 (東京都江戸川区)	管理業務施設	2,538	3,967	(-)	1,487	7,993	4
大阪出張所 (大阪府豊中市)	管理業務施設及び物流冷蔵倉庫	157	1,638	(-)	359	2,155	4
中富良野研究農場 (北海道空知郡中富良野町)	研究ハウス設備	21,168	4,827	4,180 (0)	20	30,197	2
東神楽物流センター (北海道上川郡東神楽町)	物流冷蔵倉庫	76,235	40,806	52,672 (4)	762	170,476	2
網走物流センター (北海道網走市)	物流冷蔵倉庫	5,673	357	5,000 (0)	216	11,248	-
新木場物流センター (東京都江東区)	物流冷蔵倉庫	3,150	4,409	(-)	348	7,908	7
その他	種苗生産設備及び店舗設備等	23,499	39,320	(-)	726	63,546	2
合計		240,613	99,475	80,382 (11)	5,453	425,925	36

(注) 1 帳簿価額のうち「その他」は、工具器具及び備品であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3 現在休止中の設備はありません。

4 主要な賃借及びリース設備として、以下のものがあります。

事業所名	設備の内容	当中間会計期間賃借料(千円)
東京本部	建物及び構築物 (管理業務施設)	993
大阪出張所	建物及び構築物 (管理業務施設及び物流冷蔵倉庫)	836
中富良野研究農場	土地 (研究ハウス設備)	666
新木場物流センター	建物及び構築物 (物流冷蔵倉庫)	6,000
その他	建物及び構築物 (店舗設備) (研究ハウス設備)	7,465 793

事業所名	設備の内容	台数	リース期間	年間リース料(千円)	リース契約残高(千円)
本社	車両	1台	5年	636	1,484
東京本部	車両	2台	5年	1,524	941

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成17年5月31日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数（株）
普通株式	26,480
計	26,480

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場証券取引所名又は登録証券業協会名
普通株式	6,620	非上場・非登録
計	6,620	

(注) 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
平成12年6月30日 (注)1.	40	211	40,000	186,500	40,000	145,600
平成14年8月30日 (注)2.	120	331	120,000	306,500	122,400	268,000
平成14年10月1日 (注)3.	6,289	6,620	-	306,500	-	268,000

(注)1. 旧転換社債の権利行使

転換価格 2,000,000円

資本組入額 1,000,000円

2. 新株引受権の権利行使

行使価格 2,000,000円

資本組入額 1,000,000円

3. 株式分割(1:20)

(4)【所有者別状況】

(平成17年5月31日現在)

区分	株式の状況								端株の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等	外国法人等のうち個人	個人その他	計	
株主数(人)	-	1	-	13	-	-	37	51	-
所有株式数(株)	-	160	-	1,600	-	-	4,860	6,620	-
所有株式数の割合(%)	-	2.4	-	24.2	-	-	73.4	100.0	-

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成17年5月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,620	6,620	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株			
発行済株式総数	6,620		
総株主の議決権		6,620	

【自己株式等】

(平成17年5月31日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

(6) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

(1) 【定時総会決議又は取締役会決議による自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

【当決議期間における自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

(2) 【資本減少、定款の定めによる利益による消却又は償還株式の消却に係る自己株式の買受け等の状況】

【前決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

【当決議期間における自己株式の買受け等の状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、利益配分について、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しながら、安定配当を継続、維持しつつ業績を考慮して、積極的な配当政策を行うことを基本方針といたします。

第18期事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり2,500円の配当を決定、実施いたしました。この結果、当期の配当性向は41.6%となりました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、市場ニーズに応える生産技術の強化、人材育成をはかるため、有効投資してまいりたいと考えております。

4【株価の推移】

当社株式は、上場しておりませんので、該当事項はありません。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
取締役社長 (代表取締役)		高橋 巖	昭和28年1月26日生	昭和54年4月 金印わさび株式会社入社 昭和62年6月 当社設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成9年8月 株式会社西村(平成13年10月1日付で当社と合併)代表取締役社長就任 平成10年10月 同社代表取締役会長就任	3,600
取締役副社長 (代表取締役)		中村 英之	昭和26年9月24日生	昭和60年9月 株式会社神戸商事入社 平成元年9月 株式会社西村(平成13年10月1日付で当社と合併)入社 平成9年8月 同社取締役就任 平成10年10月 同社代表取締役社長就任 平成13年9月 当社代表取締役副社長就任(現任)	80
常務取締役	経営企画部担当	高橋 ゆかり	昭和30年5月21日生	昭和54年4月 静岡市立中藁科小学校勤務 昭和62年10月 当社入社 平成8年3月 当社監査役就任 平成9年8月 株式会社西村(平成13年10月1日付で当社と合併)監査役就任 平成12年9月 当社常務取締役就任(現任)	220
取締役	管理部長	鶴島 正	昭和24年1月11日生	昭和42年4月 株式会社北海道銀行入行 平成12年7月 当社入社 平成12年9月 当社取締役管理部長就任 平成13年9月 当社管理部長就任 平成14年9月 当社取締役管理部長就任(現任)	20
取締役	生産事業部長	加野 仁司	昭和28年2月19日生	昭和42年4月 北海道空知郡中富良野町にて農業に従事 平成10年3月 当社入社 平成15年9月 当社事業開発部長就任 平成15年9月 当社取締役就任(現任) 平成17年5月 当社生産事業部長就任(現任)	20
取締役		柿本 輝明	昭和37年12月21日生	昭和60年4月 三井物産株式会社入社 平成7年4月 弁護士登録 平成10年1月 柿本法律事務所(現 柿本・石川法律事務所)設立(現任) 平成13年9月 当社取締役就任(現任)	40
常勤監査役		堤 直美	昭和50年8月1日生	平成10年4月 中央監査法人(現中央青山監査法人)入所 平成13年4月 公認会計士登録 平成14年9月 当社監査役就任(現任)	20
監査役		伊藤 隆	昭和34年3月1日生	平成7年8月 監査法人トーマツ入所 平成9年4月 公認会計士登録 平成11年4月 伊藤会計士事務所設立(現任) 平成12年9月 当社監査役就任(現任)	20
計					4,020

(注) 1 常務取締役 高橋ゆかりは、代表取締役社長 高橋巖の配偶者であります。

2 取締役 柿本輝明は、商法第188条第2項7号ノ2に定める社外取締役であります。

- 3 監査役 堤直美及び伊藤隆の両氏は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。なお、当社は大会社に該当いたしません、大会社に準じて社外監査役として登用しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の健全性及び透明性を高め、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる経営体制を確立し、もって長期的に企業価値の向上をはかるため、コーポレート・ガバナンスの強化が重要な経営課題のひとつと考え積極的に取り組んでまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、現行の監査役制度のもと、経営の健全性及び透明性を高めるために監査役全員（2名）を社外監査役としております。また、監査役全員が公認会計士であり経営に対する監督機能がより高まっております。

経営上の重要事項の意思決定機関である取締役会については、定例の取締役会が原則毎月1回開催されており、臨時取締役会は必要に応じて随時開催されております。また、取締役の業務執行をコンプライアンスの面から監督し実効性あるものとするため、取締役6名のうち弁護士1名を社外取締役として選任しております。

社外監査役2名（うち1名は常勤の監査役）からなる監査役協議会は、取締役の業務執行を監査する重要な機関です。監査役協議会は毎月1回、臨時監査役協議会は必要に応じて随時開催されております。また、監査役はすべての取締役会に出席し、さらにその他の社内会議にも随時出席し、取締役の業務執行についての監査及び法令遵守状況のチェックをはじめ、経営全般に対する監督機能を発揮しております。

実際の業務執行状況の中における内部統制の有効性については、経営企画部が内部監査人として全部門（経営企画部についての内部監査は他部署が実施しております）を対象に必要な監査及び調査を実施しております。監査の結果は代表取締役社長に報告されており、問題があれば社長の指示により改善命令を出し、改善状況をチェックする体制で運営されております。また、監査役と内部監査人とは密接な連携をとっており、監査役は必要に応じて内部監査の状況を確認するなど、随時意見交換をしております。

重要な法的判断あるいはコンプライアンスに関する事項については、外部の顧問弁護士にも相談し必要な検討を実施しております。監査法人は第三者の立場から財務諸表監査を実施し、当社は監査結果の報告を受け、意見交換を行い改善などの提言を受けております。また、監査法人は、監査役協議会に対し監査結果を報告し、内部監査人も含めて情報交換を積極的に行っております。

会社と会社の社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係の概要

社外取締役1名は、当社株式40株を保有しており株式総数に対する所有株式数の割合は0.60%です。また、社外監査役2名は、当社株式をそれぞれ20株保有しており株式総数に対する各監査役の所有株式数の割合は0.30%です。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役との間には、人的関係、上記以外の資本的关系または取引関係その他の利害関係はありません。

会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組の最近1年間における実施状況

当事業年度において、取締役会を12回開催し、当社の業務執行状況を確認し、経営に関する重要事項を協議決定しております。

監査役協議会は12回開催され、監査方針及び監査計画を協議決定し、各監査役は取締役会をはじめとする重要な会議への出席、あるいは業務及び財産の状況調査をとおして取締役の職務遂行を監査しております。

役員報酬及び監査報酬の内容

平成16年6月期における当社の取締役および監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬	6名	95,175千円
(うち社外取締役分)	1名	4,800千円)
監査役に支払った報酬	2名	6,900千円

なお、取締役に対する使用人兼務としての給与及び賞与の支給はありません。また、利益処分による取締役賞与及び監査役賞与の支給はありません。

平成16年6月期における当社の監査法人に対する監査報酬は以下のとおりであります。

監査契約に基づく監査証明に係る報酬の金額 4,000千円

上記以外の報酬の金額はありません。

第5【経理の状況】

1．財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成14年7月1日から平成15年6月30日まで）は改正前の財務諸表等規則、当事業年度（平成15年7月1日から平成16年6月30日まで）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当事業年度（平成15年7月1日から平成16年6月30日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第2項のただし書きにより、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

ただし、当中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成16年1月30日内閣府令第5号）附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前事業年度（平成14年7月1日から平成15年6月30日まで）及び当事業年度（平成15年7月1日から平成16年6月30日まで）の財務諸表並びに当中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）の中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査及び中間監査を受けております。

3．連結財務諸表及び中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び中間連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年6月30日)		当事業年度 (平成16年6月30日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)						
流動資産						
1 現金及び預金	1	178,623		109,717		
2 売掛金		182,331		244,326		
3 商品		29,038		16,608		
4 製品		21,252		8,548		
5 原材料		309		255		
6 仕掛品		50,428		50,610		
7 貯蔵品		3,906		3,762		
8 前払費用		6,231		6,903		
9 繰延税金資産		8,636		3,775		
10 未収入金		7,988		12,221		
11 その他		6,095		4,098		
貸倒引当金		1,063		1,412		
流動資産合計		493,778	46.1	459,414	45.2	
固定資産						
1 有形固定資産						
(1) 建物	1	459,651		461,261		
減価償却累計額		206,515	253,136	226,816	234,445	
(2) 構築物	1	37,171		42,082		
減価償却累計額		22,499	14,672	25,378	16,704	
(3) 機械及び装置		168,891		171,286		
減価償却累計額		60,815	108,075	72,729	98,556	
(4) 車両及び運搬具		34,412		35,234		
減価償却累計額		26,989	7,422	28,178	7,056	
(5) 工具器具及び備品		48,531		48,748		
減価償却累計額		42,233	6,298	43,570	5,178	
(6) 土地	1		80,382		80,382	
有形固定資産合計			469,988		442,323	43.5

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年6月30日)		当事業年度 (平成16年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
2 無形固定資産					
(1) 商標権		-		61	
(2) ソフトウェア		2,180		1,170	
(3) 電話加入権		1,963		1,963	
無形固定資産合計		4,144	0.4	3,195	0.3
3 投資その他の資産					
(1) 投資有価証券		1,040		2,180	
(2) 出資金		125		124	
(3) 長期貸付金		5,375		3,675	
(4) 従業員長期貸付金		6,401		1,587	
(5) 破産債権・更生債権 等		172		128	
(6) 長期前払費用		5,063		3,692	
(7) 繰延税金資産		4,399		4,179	
(8) 保険積立金		3,310		3,778	
(9) 差入敷金及び保証金		49,372		65,837	
(10) 設備未収入金		27,405		26,312	
貸倒引当金		212		171	
投資その他の資産合計		102,451	9.6	111,322	11.0
固定資産合計		576,584	53.9	556,842	54.8
資産合計		1,070,363	100.0	1,016,257	100.0

区分	注記 番号	前事業年度 (平成15年6月30日)		当事業年度 (平成16年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1	1	99,415		105,087	
2	1	58,420		57,020	
3		37,733		40,379	
4		6,151		6,104	
5		26,336		17,303	
6		11,212		7,172	
7		16,972		-	
8		5,492		5,585	
流動負債合計		261,735	24.5	238,652	23.5
固定負債					
1	1	144,299		87,279	
2		12,450		14,570	
固定負債合計		156,749	14.6	101,849	10.0
負債合計		418,484	39.1	340,501	33.5
(資本の部)					
資本金		306,500	28.7	306,500	30.1
資本剰余金					
1		268,000		268,000	
資本剰余金合計		268,000	25.0	268,000	26.4
利益剰余金					
1		5,000		5,000	
2					
特別償却準備金		1,782		1,458	
3		70,620		94,142	
利益剰余金合計		77,403	7.2	100,601	9.9
その他有価証券評価差額 金		23	0.0	655	0.1
資本合計		651,879	60.9	675,756	66.5
負債及び資本合計		1,070,363	100.0	1,016,257	100.0

中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (平成16年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
1 現金及び預金		212,895	
2 売掛金		918,707	
3 たな卸資産		100,826	
4 繰延税金資産		7,028	
5 その他		23,214	
貸倒引当金		6,734	
流動資産合計			1,255,939 69.6
固定資産			
1 有形固定資産	1,2		
(1) 建物		225,198	
(2) 機械及び装置		93,476	
(3) 土地		80,382	
(4) その他		26,868	
有形固定資産合計		425,925	
2 無形固定資産		2,687	
3 投資その他の資産			
(1) 繰延税金資産		4,998	
(2) 差入敷金及び保証金		79,185	
(3) その他		36,640	
貸倒引当金		147	
投資その他の資産合計		120,677	
固定資産合計			549,290 30.4
資産合計			1,805,230 100.0

		当中間会計期間末 (平成16年12月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)			
流動負債			
1		492,970	
2	2	250,000	
3	2	52,862	
4		71,184	
5		84,599	
6		13,263	
7		10,893	
流動負債合計			975,773 54.0
固定負債			
1	2	62,927	
2		15,800	
固定負債合計			78,727 4.4
負債合計			1,054,500 58.4
(資本の部)			
資本金			306,500 17.0
資本剰余金			
1		268,000	
資本剰余金合計			268,000 14.9
利益剰余金			
1		5,000	
2		1,158	
3		169,546	
利益剰余金合計			175,705 9.7
その他有価証券評価差額 金			524 0.0
資本合計			750,729 41.6
負債及び資本合計			1,805,230 100.0

【損益計算書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)			当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)		
		金額(千円)		百分比 (%)	金額(千円)		百分比 (%)
売上高							
1 種苗売上高		89,547			102,114		
2 いちご果実売上高		2,805,637			3,526,999		
3 青果売上高		58,355			113,431		
4 その他売上高		389,703	3,343,244	100.0	415,484	4,158,030	100.0
売上原価							
1 種苗売上原価		73,339			81,419		
2 いちご果実売上原価		2,204,999			2,865,216		
3 青果売上原価		51,260			96,708		
4 その他売上原価		275,530	2,605,130	77.9	297,014	3,340,358	80.3
売上総利益			738,113	22.1		817,671	19.7
販売費及び一般管理費							
1 運送費		100,799			148,623		
2 貸倒引当金繰入額		84			307		
3 役員報酬		89,244			102,075		
4 給与手当		109,429			119,534		
5 雑給		68,165			88,346		
6 賞与		15,037			17,467		
7 法定福利費		20,008			21,211		
8 退職給付費用		5,100			1,830		
9 旅費交通費		31,690			30,547		
10 減価償却費		21,007			19,204		
11 消耗品費		6,227			5,400		
12 地代家賃		30,019			32,587		
13 研究開発費	1	53,481			51,848		
14 支払手数料		13,672			10,361		
15 その他		84,824	648,793	19.4	97,604	746,950	18.0
営業利益			89,320	2.7		70,721	1.7

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)		当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
営業外収益					
1 受取利息		325		302	
2 受取配当金		18		12	
3 保険積立配当金		389		216	
4 商品損害保険差益		237		-	
5 商品毀損補償受入益		-		964	
6 雑収入		632	1,602	445	1,941
			0.0		0.1
営業外費用					
1 支払利息		3,855		3,040	
2 新株発行費		36		6	
3 雑損失		147	4,040	3	3,050
			0.1		0.1
経常利益			86,882		69,612
			2.6		1.7
特別利益					
1 固定資産売却益	2	-		0	
2 商品事故補償金		5,020		-	
3 固定資産取得補償金		-	5,020	1,500	1,500
			0.2		0.0
特別損失					
1 固定資産売却損	3	0		-	
2 固定資産除却損	4	1,868	1,868	120	120
			0.1		0.0
税引前当期純利益			90,034		70,992
			2.7		1.7
法人税、住民税及び事業税		27,274		26,623	
法人税等調整額		20,273	47,547	4,621	31,244
			1.4		0.7
当期純利益			42,486		39,748
			1.3		1.0
前期繰越利益			28,133		54,394
当期末処分利益			70,620		94,142

売上原価明細書

1. 種苗

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)		当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
製品売上原価					
(1) 材料費		1,112	1.4	1,248	1.7
(2) 労務費		29,020	37.0	29,318	40.3
(3) 経費	1	48,230	61.6	42,272	58.0
当期総製造費用		78,364	100.0	72,839	100.0
期首仕掛品たな卸高		48,356		34,289	
合計		126,721		107,129	
期末仕掛品たな卸高		34,289		34,238	
他勘定振替高	2	3,403		6,155	
当期製品製造原価		95,835		79,046	
製品期首たな卸高		5,844		21,252	
合計		101,680		100,298	
他勘定振替高	3	7,087		10,984	
製品期末たな卸高		21,252	73,339	8,548	80,765
商品売上原価					
当期商品仕入高		-	-	653	653
種苗売上原価			73,339		81,419

(注)

前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)	当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)
<p>1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>減価償却費 15,530千円</p> <p>消耗品費 5,705千円</p> <p>外注費 20,226千円</p>	<p>1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>減価償却費 14,524千円</p> <p>消耗品費 3,775千円</p> <p>外注費 18,261千円</p>
<p>2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>製品から製造費用への戻入 6,115千円</p> <p>いちご果実製造原価への振替高 2,682千円</p> <p>研究開発費 29千円</p>	<p>2 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>製品から製造費用への戻入 10,137千円</p> <p>いちご果実製造原価への振替高 3,640千円</p> <p>研究開発費 341千円</p>
<p>3 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>製品から製造費用への払出 6,115千円</p> <p>いちご果実製造原価への振替高 672千円</p> <p>研究開発費 299千円</p>	<p>3 他勘定振替高の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>製品から製造費用への払出 10,137千円</p> <p>研究開発費 846千円</p>
<p>4 原価計算の方法</p> <p>原価計算の方法は、工程別総合原価計算を採用しております。</p>	<p>4 原価計算の方法</p> <p>同左</p>

2. いちご果実

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)		当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
製品売上原価					
(1) 材料費		107	0.2	159	0.4
(2) 労務費		32,122	46.4	26,207	65.1
(3) 経費	1	37,006	53.4	13,906	34.5
当期総製造費用		69,237	100.0	40,272	100.0
期首仕掛品たな卸高		35,714		16,138	
他勘定受入高	2	3,355		3,640	
合計		108,308		60,052	
期末仕掛品たな卸高		16,138	92,169	16,371	43,680
商品売上原価					
(1) 商品期首たな卸高		2,299		7,363	
(2) 当期商品仕入高		2,117,894		2,821,923	
合計		2,120,193		2,829,286	
(3) 商品期末たな卸高		7,363	2,112,830	7,750	2,821,536
いちご売上原価			2,204,999		2,865,216

(注)

前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
<p>1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>減価償却費 8,909千円</p> <p>消耗品費 5,210千円</p> <p>外注費 11,529千円</p>	<p>1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。</p> <p>減価償却費 4,651千円</p> <p>消耗品費 3,134千円</p>
<p>2 他勘定受入高の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>種苗製造原価からの受入高 2,682千円</p> <p>種苗製品からの受入高 672千円</p>	<p>2 他勘定受入高の内訳は、次のとおりであります。</p> <p>種苗製造原価からの受入高 3,640千円</p>
<p>3 原価計算の方法</p> <p>原価計算の方法は、工程別総合原価計算を採用しております。</p>	<p>3 原価計算の方法</p> <p>同左</p>

3. 青果

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)		当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(1) 商品期首たな卸高		518		1,262	
(2) 当期商品仕入高		52,005		95,787	
合計		52,523		97,050	
(3) 商品期末たな卸高		1,262		341	
青果売上原価		51,260		96,708	

4. その他

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)		当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(1) 商品期首たな卸高		8,247		20,413	
(2) 当期商品仕入高		287,695		285,117	
合計		295,943		305,530	
(3) 商品期末たな卸高		20,413		8,516	
その他売上原価		275,530		297,014	

中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		百分比 (%)
売上高			2,210,957	100.0
売上原価			1,653,223	74.8
売上総利益			557,734	25.2
販売費及び一般管理費			387,393	17.5
営業利益			170,341	7.7
営業外収益	1		588	0.0
営業外費用	2		1,038	0.0
経常利益			169,891	7.7
特別利益	3		26	0.0
税引前中間純利益			169,917	7.7
法人税、住民税及び事業税		82,247		
法人税等調整額		3,984	78,263	3.5
中間純利益			91,653	4.2
前期繰越利益			77,892	
中間未処分利益			169,546	

【キャッシュ・フロー計算書】

		前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャ シュ・フロー			
税引前当期純利益		90,034	70,992
減価償却費		47,103	40,886
退職給付引当金の増減 額(減少:)		1,430	2,120
貸倒引当金の増減額 (減少:)		84	307
受取利息及び受取配当 金		345	314
支払利息		3,855	3,040
固定資産売却益		-	0
固定資産売却損		0	-
固定資産除却損		1,868	120
売上債権の増減額(増 加:)		11,594	61,994
たな卸資産の増減額 (増加:)		1,075	25,150
仕入債務の増減額(減 少:)		5,427	5,672
その他		10,405	21,124
小計		161,678	64,856
利息及び配当金の受取 額		346	371
利息の支払額		3,761	2,995
法人税等の支払額		805	35,657
営業活動によるキャ シュ・フロー		157,459	26,574

		前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出		56,901	58,502
定期預金の払戻による収入		57,201	58,004
有形固定資産の取得による支出		54,767	12,357
有形固定資産の売却による収入		8,848	30
無形固定資産の取得による支出		-	66
投資有価証券の取得による支出		215	-
出資金の出資による支出		1	-
出資金の返還による収入		20	-
貸付による支出		5,500	-
貸付金の回収による収入		3,864	7,625
保険積立金の増加による支出		641	468
保険積立金の減少による収入		1,003	-
差入敷金及び保証金の差入による支出		37,249	92,412
差入敷金及び保証金の返還による収入		39,953	77,138
投資活動によるキャッシュ・フロー		44,384	21,008

		前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
財務活動によるキャッ シュ・フロー			
短期借入れによる収入		1,010,000	1,630,000
短期借入金の返済によ る支出		1,180,000	1,630,000
長期借入れによる収入		150,000	-
長期借入金の返済によ る支出		253,461	58,420
株式の発行による収入		240,000	-
配当金の支払額		2,637	16,550
財務活動によるキャッ シュ・フロー		36,098	74,970
現金及び現金同等物の増 減額(減少:)		76,975	69,404
現金及び現金同等物の期 首残高		86,146	163,121
現金及び現金同等物の期 末残高		163,121	93,717

中間キャッシュ・フロー計算書

		当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益		169,917
減価償却費		17,833
退職給付引当金の増減額(減少:)		1,230
貸倒引当金の増減額(減少:)		5,298
受取利息及び受取配当金		86
支払利息		979
固定資産売却益		26
売上債権の増減額(増加:)		674,381
たな卸資産の増減額(増加:)		21,041
仕入債務の増減額(減少:)		387,882
その他		46,547
小計		65,847
利息及び配当金の受取額		135
利息の支払額		1,109
法人税等の支払額		14,951
営業活動によるキャッシュ・フロー		81,773

		当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
投資活動によるキャッ シュ・フロー		
定期預金の預入による 支出		18,000
定期預金の払戻による 収入		28,000
有形固定資産の取得に よる支出		352
有形固定資産の売却に よる収入		38
貸付による支出		6,500
貸付金の回収による収 入		4,300
保険積立金の増加によ る支出		413
差入敷金及び保証金の 差入による支出		98,830
差入敷金及び保証金の 返還による収入		81,769
投資活動によるキャッ シュ・フロー		9,988
財務活動によるキャッ シュ・フロー		
短期借入れによる収入		250,000
長期借入金の返済によ る支出		28,510
配当金の支払額		16,550
財務活動によるキャッ シュ・フロー		204,940
現金及び現金同等物の増 加額		113,178
現金及び現金同等物の期 首残高		93,717
現金及び現金同等物の中 間期末残高		206,895

【利益処分計算書】

		前事業年度 株主総会承認年月日 (平成15年9月26日)		当事業年度 株主総会承認年月日 (平成16年9月24日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
当期末処分利益			70,620		94,142
任意積立金取崩額					
特別償却準備金取崩額			324		299
合計			70,944		94,442
利益処分額					
株主配当金			16,550		16,550
次期繰越利益			54,394		77,892

重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)	当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 商品 個別法による原価法 (2) 製品 移動平均法による原価法 (3) 原材料 移動平均法による原価法 (4) 仕掛品 移動平均法による原価法 (5) 貯蔵品 移動平均法による原価法</p>	<p>(1) 商品 同左 (2) 製品 同左 (3) 原材料 同左 (4) 仕掛品 同左 (5) 貯蔵品 同左</p>
3 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～38年 機械及び装置 3～35年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左</p>
4 繰延資産の処理方法	<p>新株発行費 支出時に全額費用として処理しております。</p>	<p>新株発行費 同左</p>
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、期末自己都合退職金要支給額の100%を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左 (2) 退職給付引当金 同左</p>

項目	前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
6 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
7 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
8 その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の処理方法 同左

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
	(損益計算書) 「商品毀損補償受入益」は、従来営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりましたが、営業外収益の100分の10を超えることとなったため、当事業年度より区分掲記しております。なお、前期における「商品毀損補償受入益」は155千円であります。

会計方針の変更

<p>前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)</p>	<p>当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)</p>
<p>(資本の部の表示方法) 財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(自己株式及び法定準備金取崩等に関する会計基準) 当事業年度から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年 2月 21日 企業会計基準第 1号)を適用しております。</p> <p>この変更による当事業年度に与える影響はありません。</p> <p>(1株当たり当期純利益に関する会計基準等) 当事業年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年 9月25日 企業会計基準第 2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年 9月25日 企業会計基準適用指針第 4号)を適用しております。</p> <p>なお、同会計基準及び適用指針の適用に伴う影響については、(1株当たり情報)注記事項に記載のとおりであります。</p>	

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成15年6月30日)	当事業年度 (平成16年6月30日)																																				
<p>1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">2,001千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">151,125千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">6,983千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">76,202千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">236,313千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">7,644千円</td> </tr> <tr> <td>一年以内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">41,756千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">123,461千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">172,861千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	2,001千円	建物	151,125千円	構築物	6,983千円	土地	76,202千円	計	236,313千円	買掛金	7,644千円	一年以内返済予定の長期借入金	41,756千円	長期借入金	123,461千円	計	172,861千円	<p>1 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">10,000千円</td> </tr> <tr> <td>建物</td> <td style="text-align: right;">139,648千円</td> </tr> <tr> <td>構築物</td> <td style="text-align: right;">5,790千円</td> </tr> <tr> <td>土地</td> <td style="text-align: right;">76,202千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">231,640千円</td> </tr> </table> <p>担保付債務は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">買掛金</td> <td style="text-align: right;">5,377千円</td> </tr> <tr> <td>一年以内返済予定の長期借入金</td> <td style="text-align: right;">40,356千円</td> </tr> <tr> <td>長期借入金</td> <td style="text-align: right;">83,105千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">128,838千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	10,000千円	建物	139,648千円	構築物	5,790千円	土地	76,202千円	計	231,640千円	買掛金	5,377千円	一年以内返済予定の長期借入金	40,356千円	長期借入金	83,105千円	計	128,838千円
現金及び預金	2,001千円																																				
建物	151,125千円																																				
構築物	6,983千円																																				
土地	76,202千円																																				
計	236,313千円																																				
買掛金	7,644千円																																				
一年以内返済予定の長期借入金	41,756千円																																				
長期借入金	123,461千円																																				
計	172,861千円																																				
現金及び預金	10,000千円																																				
建物	139,648千円																																				
構築物	5,790千円																																				
土地	76,202千円																																				
計	231,640千円																																				
買掛金	5,377千円																																				
一年以内返済予定の長期借入金	40,356千円																																				
長期借入金	83,105千円																																				
計	128,838千円																																				
<p>2 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">授権株式数</td> <td style="width: 20%;">普通株式</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">16,880株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">6,620株</td> </tr> </table>	授権株式数	普通株式	16,880株	発行済株式総数	普通株式	6,620株	<p>2 授権株式数及び発行済株式総数</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">授権株式数</td> <td style="width: 20%;">普通株式</td> <td style="width: 60%; text-align: right;">26,480株</td> </tr> <tr> <td>発行済株式総数</td> <td>普通株式</td> <td style="text-align: right;">6,620株</td> </tr> </table>	授権株式数	普通株式	26,480株	発行済株式総数	普通株式	6,620株																								
授権株式数	普通株式	16,880株																																			
発行済株式総数	普通株式	6,620株																																			
授権株式数	普通株式	26,480株																																			
発行済株式総数	普通株式	6,620株																																			
<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">530,000千円</td> </tr> <tr> <td>期末借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末借入未実行残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">530,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	530,000千円	期末借入実行残高	-千円	期末借入未実行残高	530,000千円	<p>3 当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">当座貸越極度額</td> <td style="text-align: right;">530,000千円</td> </tr> <tr> <td>期末借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">期末借入未実行残高</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">530,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越極度額	530,000千円	期末借入実行残高	-千円	期末借入未実行残高	530,000千円																								
当座貸越極度額	530,000千円																																				
期末借入実行残高	-千円																																				
期末借入未実行残高	530,000千円																																				
当座貸越極度額	530,000千円																																				
期末借入実行残高	-千円																																				
期末借入未実行残高	530,000千円																																				
	<p>4 配当制限 商法施行規則第124条第3号の規定する資産に時価を付したことにより増加した純資産額は655千円であります。</p>																																				

(損益計算書関係)

前事業年度 (自平成14年7月1日 至平成15年6月30日)	当事業年度 (自平成15年7月1日 至平成16年6月30日)										
<p>1 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">53,481千円</td> </tr> </table>	一般管理費に含まれる研究開発費	53,481千円	<p>1 研究開発費の総額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">一般管理費に含まれる研究開発費</td> <td style="text-align: right;">51,848千円</td> </tr> </table>	一般管理費に含まれる研究開発費	51,848千円						
一般管理費に含まれる研究開発費	53,481千円										
一般管理費に含まれる研究開発費	51,848千円										
<p>2</p>	<p>2 固定資産売却益の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> </table>	工具器具及び備品	0千円								
工具器具及び備品	0千円										
<p>3 固定資産売却損の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">車両及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> </table>	車両及び運搬具	0千円	<p>3</p>								
車両及び運搬具	0千円										
<p>4 固定資産除却損の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物</td> <td style="text-align: right;">387千円</td> </tr> <tr> <td>機械及び装置</td> <td style="text-align: right;">1,446千円</td> </tr> <tr> <td>車両及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">34千円</td> </tr> </table>	建物	387千円	機械及び装置	1,446千円	車両及び運搬具	34千円	<p>4 固定資産除却損の内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">車両及び運搬具</td> <td style="text-align: right;">94千円</td> </tr> <tr> <td>工具器具及び備品</td> <td style="text-align: right;">26千円</td> </tr> </table>	車両及び運搬具	94千円	工具器具及び備品	26千円
建物	387千円										
機械及び装置	1,446千円										
車両及び運搬具	34千円										
車両及び運搬具	94千円										
工具器具及び備品	26千円										

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成15年6月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成16年6月30日現在)
現金及び預金 178,623千円	現金及び預金 109,717千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 15,501千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 16,000千円
現金及び現金同等物 <u>163,121千円</u>	現金及び現金同等物 <u>93,717千円</u>

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成14年 7月 1日 至 平成15年 6月30日)				当事業年度 (自 平成15年 7月 1日 至 平成16年 6月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
車両及び運搬具	10,800	6,214	4,585	車両及び運搬具	10,800	8,374	2,425
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左			
(2) 未経過リース料期末残高相当額				(2) 未経過リース料期末残高相当額			
	1年内		2,160千円		1年内		1,577千円
	1年超		2,425千円		1年超		848千円
	合計		4,585千円		合計		2,425千円
(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。				同左			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額				(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
	支払リース料		2,160千円		支払リース料		2,160千円
	減価償却費相当額		2,160千円		減価償却費相当額		2,160千円
(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左			

(有価証券関係)

前事業年度(平成15年6月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	1,080	1,040	40
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,080	1,040	40
合計		1,080	1,040	40

当事業年度(平成16年6月30日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価(千円)	貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	1,080	2,180	1,100
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,080	2,180	1,100
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,080	2,180	1,100

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(自平成14年7月1日至平成15年6月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度(自平成15年7月1日至平成16年6月30日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (平成15年6月30日)	当事業年度 (平成16年6月30日)																						
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として退職一時金制度を設けております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td> <td style="text-align: right;">12,450千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">12,450千円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付費用</u></td> <td style="text-align: right;">6,230千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">3,290千円</td> </tr> <tr> <td>臨時に支払った割増退職金等</td> <td style="text-align: right;">2,940千円</td> </tr> </table> <p>(注) 当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しているため該当事項はありません。</p>	<u>退職給付債務</u>	12,450千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	12,450千円	<u>退職給付費用</u>	6,230千円	勤務費用	3,290千円	臨時に支払った割増退職金等	2,940千円	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td> <td style="text-align: right;">14,570千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">14,570千円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>退職給付費用</u></td> <td style="text-align: right;">3,230千円</td> </tr> <tr> <td>勤務費用</td> <td style="text-align: right;">3,230千円</td> </tr> </table> <p>同左</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左</p>	<u>退職給付債務</u>	14,570千円	年金資産	- 千円	退職給付引当金	14,570千円	<u>退職給付費用</u>	3,230千円	勤務費用	3,230千円
<u>退職給付債務</u>	12,450千円																						
年金資産	- 千円																						
退職給付引当金	12,450千円																						
<u>退職給付費用</u>	6,230千円																						
勤務費用	3,290千円																						
臨時に支払った割増退職金等	2,940千円																						
<u>退職給付債務</u>	14,570千円																						
年金資産	- 千円																						
退職給付引当金	14,570千円																						
<u>退職給付費用</u>	3,230千円																						
勤務費用	3,230千円																						

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成15年6月30日)	当事業年度 (平成16年6月30日)																																																																						
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,633千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">前受金</td> <td style="text-align: right;">6,747千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">256千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">8,636千円</td> </tr> </table> <p>(2) 固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金限度超過額</td> <td style="text-align: right;">4,192千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">減価償却限度超過額</td> <td style="text-align: right;">1,210千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">16千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,419千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">1,019千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,019千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,399千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.5%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">留保金課税</td> <td style="text-align: right;">7.8%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">1.7%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1.9%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52.8%</td> </tr> </table> <p>3. 「地方税法等の一部を改正する法律」が平成15年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度末における一時差異のうち平成16年7月1日以降に解消が見込まれる一時差異については、改正後の税率に基づく法定実効税率により繰延税金資産を計上しております。</p> <p>この税率の変更により、繰延税金資産の金額が143千円減少し、当事業年度に費用計上された法人税等調整額が142千円増加しております。</p>	未払事業税	1,633千円	前受金	6,747千円	その他	256千円	繰延税金資産の純額	8,636千円	退職給付引当金限度超過額	4,192千円	減価償却限度超過額	1,210千円	その他有価証券評価差額金	16千円	繰延税金資産合計	5,419千円	特別償却準備金	1,019千円	繰延税金負債合計	1,019千円	繰延税金資産の純額	4,399千円	法定実効税率	41.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%	留保金課税	7.8%	住民税均等割等	1.7%	その他	1.9%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.8%	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(1) 流動</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">1,586千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">棚卸資産評価損</td> <td style="text-align: right;">1,982千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">206千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,775千円</td> </tr> </table> <p>(2) 固定</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金限度超過額</td> <td style="text-align: right;">5,410千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,410千円</td> </tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">特別償却準備金</td> <td style="text-align: right;">786千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">444千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,231千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,179千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">41.7%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(調整)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.5%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">2.6%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払法人税取崩額</td> <td style="text-align: right;">4.1%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">0.3%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">44.0%</td> </tr> </table> <p>3.</p>	未払事業税	1,586千円	棚卸資産評価損	1,982千円	その他	206千円	繰延税金資産の純額	3,775千円	退職給付引当金限度超過額	5,410千円	繰延税金資産合計	5,410千円	特別償却準備金	786千円	その他有価証券評価差額金	444千円	繰延税金負債合計	1,231千円	繰延税金資産の純額	4,179千円	法定実効税率	41.7%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%	住民税均等割等	2.6%	未払法人税取崩額	4.1%	その他	0.3%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%
未払事業税	1,633千円																																																																						
前受金	6,747千円																																																																						
その他	256千円																																																																						
繰延税金資産の純額	8,636千円																																																																						
退職給付引当金限度超過額	4,192千円																																																																						
減価償却限度超過額	1,210千円																																																																						
その他有価証券評価差額金	16千円																																																																						
繰延税金資産合計	5,419千円																																																																						
特別償却準備金	1,019千円																																																																						
繰延税金負債合計	1,019千円																																																																						
繰延税金資産の純額	4,399千円																																																																						
法定実効税率	41.7%																																																																						
(調整)																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%																																																																						
留保金課税	7.8%																																																																						
住民税均等割等	1.7%																																																																						
その他	1.9%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.8%																																																																						
未払事業税	1,586千円																																																																						
棚卸資産評価損	1,982千円																																																																						
その他	206千円																																																																						
繰延税金資産の純額	3,775千円																																																																						
退職給付引当金限度超過額	5,410千円																																																																						
繰延税金資産合計	5,410千円																																																																						
特別償却準備金	786千円																																																																						
その他有価証券評価差額金	444千円																																																																						
繰延税金負債合計	1,231千円																																																																						
繰延税金資産の純額	4,179千円																																																																						
法定実効税率	41.7%																																																																						
(調整)																																																																							
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.5%																																																																						
住民税均等割等	2.6%																																																																						
未払法人税取崩額	4.1%																																																																						
その他	0.3%																																																																						
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.0%																																																																						

(持分法損益等)

前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)

該当事項はありません。

当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者との取引】

前事業年度（自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	高橋 巖	-	-	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 53.78	-	-	銀行借入に対 する債務被保 証(2)	202,719	-	-
								仕入先に対す る債務被保証 (3)	13,799	-	-
	中村 英之	-	-	当社代表 取締役副 社長	(被所有) 直接 1.21	-	-	仕入先に対す る債務被保証 (3)	7,644	-	-

(注) 1 上記金額には、消費税等が含まれておりません。

- 2 当社の借入金に対して、高橋巖から債務保証を受けております。また、中村英之、高橋ゆかり及び鶴島正から受けていた債務保証は当事業年度中に解消されました。なお、当社は保証料を支払っておりません。
- 3 当社の仕入先に対する債務に対して、高橋巖及び中村英之から債務保証を受けております。なお、当社は保証料を支払っておりません。

当事業年度（自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日）

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合 (%)	関係内容		取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	高橋 巖	-	-	当社代表 取締役社 長	(被所有) 直接 54.38	-	-	銀行借入に対 する債務被保 証(2)	144,299	-	-
								仕入先に対す る債務被保証 (3)	6,658	-	-

(注) 1 上記金額には、消費税等が含まれておりません。

- 2 当社の借入金に対して、高橋巖から債務保証を受けております。なお、当社は保証料を支払っておりません。
- 3 当社の仕入先に対する債務に対して、高橋巖から債務保証を受けております。また、中村英之から受けていた債務保証は当事業年度中に解消されました。なお、当社は保証料を支払っておりません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
1株当たり純資産額	98,471円19銭	102,077円99銭
1株当たり当期純利益	6,825円12銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が ないため記載しておりません。 当事業年度から「1株当たり当期 純利益に関する会計基準」(企業会 計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準第2号)及び「1株当 たり当期純利益に関する会計基準の 適用指針」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 企業会計基準適 用指針第4号)を適用してありま す。なお、同会計基準及び適用指針 を前事業年度に適用した場合の1株 当たり情報に与える影響はありませ ん。	6,004円23銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益については、潜在株式が ないため記載しておりません。

(注) 1 前事業年度(自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして算出してあります。

2 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成14年7月1日 至 平成15年6月30日)	当事業年度 (自 平成15年7月1日 至 平成16年6月30日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	42,486	39,748
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	42,486	39,748
普通株式の期中平均株式数(株)	6,225	6,620

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 ・時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>(2) たな卸資産 商品 個別法による原価法 製品・原材料・仕掛品・貯蔵品 移動平均法による原価法</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 6～38年 機械及び装置 3～35年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、中間期末自己都合退職金要支給額の100%を計上しております。</p>
4 リース取引の処理方法	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

項目	当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)
5 中間キャッシュ・フロー 計算書における資金の範 囲	手許現金、随時引き出し可能な 預金及び容易に換金可能であり、 かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から 3ヶ月以内に償還期限の到来する 短期投資からなっております。
6 その他中間財務諸表作成 のための重要な事項	消費税等の処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方 式によっております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成16年12月31日)	
1 有形固定資産の減価償却累計額	413,771千円
2 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産は次のとおりで あります。	
建物	134,456千円
土地	76,202千円
その他	5,303千円
計	215,962千円
担保付債務は次のとおりであります。	
短期借入金	150,000千円
一年以内返済予定の長期 借入金	40,356千円
長期借入金	62,927千円
計	253,283千円
3 当社は、運転資金の効率的な調達を行 うために取引銀行3行と当座貸越契約を 締結しております。これら契約に基づく 当中間期末の借入未実行残高は次のと りであります。	
当座貸越極度額	1,830,000千円
借入実行残高	250,000千円
借入未実行残高	1,580,000千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	
1 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	86千円
保険積立配当金	161千円
2 営業外費用のうち主要なもの	
支払利息	979千円
3 特別利益のうち主要なもの	
固定資産売却益	26千円
4 減価償却実施額	
有形固定資産	17,325千円
無形固定資産	508千円
5 当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による特別償却準備金の取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。	

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	
(平成16年12月31日現在)	
現金及び預金	212,895千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	6,000千円
現金及び現金同等物	<u>206,895千円</u>

(リース取引関係)

当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)
(有形固定資産)			
その他	7,386	5,869	1,516
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額			
1年内	986千円		
1年超	530千円		
合計	1,516千円		
(注) 未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。			
(3) 支払リース料及び減価償却費相当額			
支払リース料	738千円		
減価償却費相当額	738千円		
(4) 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。			

(有価証券関係)

当中間会計期間末(平成16年12月31日現在)

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
株式	1,080	1,960	880
合計	1,080	1,960	880

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当中間会計期間(自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成16年7月1日 至 平成16年12月31日)	
1株当たり純資産額	113,403円20銭
1株当たり中間純利益	13,845円00銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	91,653千円
普通株主に帰属しない金額	該当事項はありません
普通株式に係る中間純利益	91,653千円
普通株式の期中平均株式数	6,620株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第121条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残 高(千円)
有形固定資産							
建物	459,651	1,610	-	461,261	226,816	20,301	234,445
構築物	37,171	4,910	-	42,082	25,378	2,878	16,704
機械及び装置	168,891	2,395	-	171,286	72,729	11,914	98,556
車両及び運搬具	34,412	2,706	1,883	35,234	28,178	2,978	7,056
工具器具及び備品	48,531	735	517	48,748	43,570	1,799	5,178
土地	80,382	-	-	80,382	-	-	80,382
有形固定資産計	829,041	12,357	2,401	838,996	396,673	39,872	442,323
無形固定資産							
商標権	-	-	-	66	4	4	61
ソフトウェア	-	-	-	5,050	3,879	1,010	1,170
電話加入権	-	-	-	1,963	-	-	1,963
無形固定資産計	-	-	-	7,079	3,884	1,014	3,195
長期前払費用	5,063	486	1,857	3,692	-	-	3,692

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	58,420	57,020	1.1	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	144,299	87,279	1.5	平成17年～平成25年
その他の有利子負債	-	-	-	-
合計	202,719	144,299	-	-

(注) 1 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	38,890	6,996	6,996	6,996

【資本金等明細表】

区分	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
資本金(千円)	306,500	-	-	306,500
資本金のうち 既発行株式	普通株式 (株)	(6,620)	(-)	(6,620)
	普通株式 (千円)	306,500	-	306,500
	計 (株)	(6,620)	(-)	(6,620)
	計 (千円)	306,500	-	306,500
資本準備金及 びその他資本 剰余金	(資本準備金)			
	株式払込剰余金 (千円)	268,000	-	268,000
	計 (千円)	268,000	-	268,000
利益準備金及 び任意積立金	(利益準備金) (千円)	5,000	-	5,000
	(任意積立金)			
	特別償却準備金 (千円)	1,782	-	324
	計 (千円)	6,782	-	324

(注) 当期減少額は前期決算の利益処分によるものであります。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,276	1,584	-	1,276	1,584

(注) 貸倒引当金の当期減少額「その他」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

a 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	4,861
預金	
普通預金	88,855
定期預金	10,000
定期積金	6,000
計	104,855
合計	109,717

b 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社シャトレゼ	71,391
トーワ物産株式会社	31,177
株式会社弘果物流	18,772
有限会社スカイファーム	16,533
株式会社スイートガーデン	12,529
その他	93,921
計	244,326

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{(B)}$ 2 366
182,331	4,073,188	4,011,194	244,326	94.3	19.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用していますが、上記金額には消費税等が含まれております。

c 商品

区分	金額（千円）
いちご果実	7,750
資材	5,172
菓子	3,344
その他	341
計	16,608

d 製品

区分	金額（千円）
いちご苗	8,548
計	8,548

e 原材料

区分	金額（千円）
培養土	94
培地用試薬等	160
計	255

f 仕掛品

区分	金額（千円）
いちご苗	31,431
いちご果実	16,371
その他	2,806
計	50,610

g 貯蔵品

区分	金額（千円）
商品梱包用貯蔵品	2,258
生産関連消耗品	1,332
その他	171
計	3,762

固定資産

a 差入敷金及び保証金

相手先	金額(千円)
山崎雅之、山崎千代子	14,778
山口アキ	13,950
愛媛県農業協同組合連合会	8,000
全国農業協同組合連合会大阪青果センター	7,000
全国農業協同組合連合会宮城県本部	5,000
その他	17,107
計	65,837

流動負債

a 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社町田青果	23,332
株式会社第一	9,231
株式会社ヤオキユウフレッシュ	8,441
株式会社シャトレゼ	6,658
庄内たがわ農業協同組合	5,377
その他	52,045
計	105,087

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

決算期	6月30日
定時株主総会	毎決算期の翌日から3か月以内
基準日	6月30日
株券の種類	1株券、10株券
中間配当基準日	12月31日
1単元の株式数	
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	無料
端株の買取り	
取扱場所	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社 本店
代理人	東京都港区芝三丁目33番1号 中央三井信託銀行株式会社
取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	無料(注)
公告掲載新聞名	日本経済新聞
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1 当社は、端株制度の適用を受けておりますが、現在端株は生じておりません。

2 端株の買取手数料は、当社株式が株式会社ジャスダック証券取引所に上場された日から、「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める額」に変更されます。

第7【提出会社の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成14年8月30日				高橋 巖	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) (大株主上位10名)	120	240,000,000 (2,000,000)	新株引受権の権利行使
平成14年10月2日	高橋 巖	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等 (当社の代表取締役) (大株主上位10名)	中村 英之	千葉県船橋市	特別利害関係者等 (当社の代表取締役)	80	8,800,000 1(110,000)	売却人の事由による
"	"	"	"	柿本 輝明	東京都世田谷区	特別利害関係者等 (当社の取締役)	40	4,400,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	鶴島 正	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等 (当社の取締役)	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	堤 直美	北海道上川郡東川町	特別利害関係者等 (当社の常勤監査役)	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	伊藤 隆	北海道上川郡美瑛町	特別利害関係者等 (当社の監査役)	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	鈴木 直則	北海道旭川市	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	宮浦 満広	千葉県千葉市美浜区	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	木村 晶博	神奈川県秦野市	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	加野 仁司	北海道空知郡中富良野町	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	中村 正規	東京都江戸川区	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	有馬 康	茨城県つくば市	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	政場 秀	北海道旭川市	当社の従業員	5	550,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	野崎 淳一	東京都中央区	当社の従業員	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	長谷川 和義	北海道空知郡中富良野町	当社の従業員	18	1,980,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	高橋 克藏	北海道旭川市	当社の従業員	5	550,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	平林 功次	東京都江戸川区	当社の従業員	1	110,000 1(110,000)	"

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成14年10月2日	高橋 巖	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等(当社の代表取締役)(大株主上位10名)	堀 和夫	千葉県市川市	当社の従業員	5	550,000 1(110,000)	売却人の事由による
"	"	"	"	望月 雄三	東京都江戸川区	当社の従業員	1	110,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	立石 裕一	東京都江東区	当社の従業員	1	110,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	西原 裕樹	北海道上川郡東神楽町	当社の従業員	1	110,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	石川 剛	東京都渋谷区	当社の顧問弁護士	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	株式会社北海道ビジネスコンサルティング代表取締役 小城 公明	北海道旭川市東光8-1-1-1	当社の顧問税理士が代表する会社	20	2,200,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	宮本 一尊	愛媛県松山市	当社の取引先の代表取締役	3	330,000 1(110,000)	"
"	"	"	"	高橋 利恵	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等(当社取締役の二親等内の血族)	40	2 (-)	親族間贈与
"	"	"	"	高橋 玲子	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等(当社取締役の二親等内の血族)	40	2 (-)	"
平成16年2月5日	株式会社エルム代表取締役 木内 和博	北海道旭川市南が丘3-1-1	-	高橋 巖	北海道上川郡東神楽町	特別利害関係者等(当社の代表取締役)(大株主上位10名)	40	3,000,000 3(75,000)	売却人の事由による
平成16年6月25日	ジャフコ・ジェイエス-2号投資事業組合組合員代表者株式会社ジャフコ代表取締役 伊藤 俊明	東京都千代田区丸の内1-8-2	特別利害関係者等(大株主上位10名)	道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合無限責任組合員北海道ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役 松田 一敬	北海道札幌市北区北9-西2-4-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	320	48,000,000 4(150,000)	"

(注) 1. 当社は、株式会社ジャスダック証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める「上場前の公募又は売出し等に関する規則」(以下、「上場前公募等規則」という。)第23条の規定に基づき、当社の特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下、1.において同じ。)が、上場申請日の直前事業年度(上場日が属する事業年度の前事業年度をいい、当該上場日が決算日から定時総会までの間にあたる場合は、上場日が属する事業年度の前々事業年度をいう。)の末日の2年前の日(平成14年7月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含み、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を有価証券上場規程に関する取扱い要領3.(2)に規定する「上場申請のための有価証券報告書」に記載することとされております。

2. 当社は、上場前公募等規則第24条並びに上場前公募等規則の取扱い第20条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株券等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事証券会社は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株券等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事証券会社の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 証券会社（外国証券会社を含む。）及びその役員並びに証券会社の人的関係会社及び資本的关系会社
4. 価格（単価）欄の（ ）書きにある1株当たりの価格は以下のとおり決定しております。
 - 1 移動価格は、純資産価額、類似会社比準価額等を参考に当事者間で協議の上、決定いたしております。
 - 2 親族間贈与であります。
 - 3 移動価格は、純資産価額を参考に当事者間で協議の上、決定いたしております。
 - 4 移動価格は、類似会社比準価額を参考に当事者間で協議の上、決定いたしております。
5. 平成14年10月1日付をもって、普通株式1株を20株にする株式分割を行っております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

該当事項はありません。

2【取得者の概況】

該当事項はありません。

3【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
高橋 巖(注)1.6.	北海道上川郡東神楽町14-北1	3,600	54.38
道銀どさんこ1号投資事業有限責任組合(注)6.	北海道札幌市北区北9-西2-4-1	320	4.83
高橋 ゆかり(注)2.6.7.	北海道上川郡東神楽町14-北1	220	3.32
株式会社ジャフコ(注)6.	東京都千代田区丸の内1-8-2	220	3.32
ジャフコ・ジー6(エー)号投資事業組合(注)6.	東京都千代田区丸の内1-8-2	220	3.32
ジャフコ・ジー6(ビー)号投資事業組合(注)6.	東京都千代田区丸の内1-8-2	220	3.32
鈴木 直則(注)6.10.	北海道旭川市東光21-6-8-17	160	2.42
株式会社北海道銀行(注)6.	北海道札幌市中央区大通西4-1	160	2.42
株式会社砂子組(注)6.	北海道空知郡奈井江町字チャシュナイ987-10	120	1.81
ジャフコ・ジェイエス3号投資事業組合(注)6.	東京都千代田区丸の内1-8-2	120	1.81
みずほキャピタル株式会社	東京都中央区日本橋兜町4-3	100	1.51
富士銀キャピタル2号投資事業組合	東京都中央区日本橋兜町4-3	100	1.51
山 忠良	北海道札幌市北区	80	1.21
中村 英之(注)1.	千葉県船橋市	80	1.21
住銀4号投資事業組合	東京都中央区日本橋2-7-9	60	0.91
木村 晶博(注)10.	神奈川県秦野市	60	0.91
久保 宣夫	北海道上川郡東神楽町	40	0.60
松本建工株式会社	北海道札幌市東区北42-東15-1-1	40	0.60
柳沢 勝	北海道函館市	40	0.60
本間 龍弥	北海道札幌市東区	40	0.60
玉木 瓊子	北海道江別市	40	0.60
山崎 保	北海道札幌市手稲区	40	0.60
ニュー・フロンティア・パートナーズ株式会社(注)9.	東京都中央区日本橋茅場町1-7-2	40	0.60
源 博至	北海道札幌市白石区	40	0.60
柿本 輝明(注)3.	東京都世田谷区	40	0.60
高橋 利恵(注)8.	北海道上川郡東神楽町	40	0.60
高橋 玲子(注)8.	北海道上川郡東神楽町	40	0.60

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
空 英雄	北海道網走市	20	0.30
吉尾 正	北海道上川郡東神楽町	20	0.30
麻田 陽子	北海道札幌市豊平区	20	0.30
富樫 光子	北海道札幌市北区	20	0.30
北大アンビシャス投資事業組合	東京都千代田区丸の内1-8-2	20	0.30
鶴島 正(注)3.	北海道上川郡東神楽町	20	0.30
堤 直美(注)4.	北海道上川郡東川町	20	0.30
伊藤 隆(注)5.	北海道上川郡美瑛町	20	0.30
宮浦 満広	千葉県千葉市美浜区	20	0.30
加野 仁司(注)3.	北海道空知郡中富良野町	20	0.30
有馬 康(注)10.	茨城県つくば市	20	0.30
中村 正規(注)10.	東京都江戸川区	20	0.30
野崎 淳一(注)10.	東京都中央区	20	0.30
石川 剛	東京都渋谷区	20	0.30
株式会社北海道ビジネスコンサルタンツ	北海道旭川市東光8-1-1-1	20	0.30
長谷川 和義(注)10.	北海道空知郡中富良野町	18	0.27
政場 秀(注)10.	北海道旭川市	5	0.08
堀 和夫(注)10.	千葉県市川市	5	0.08
高橋 克藏(注)10.	北海道旭川市	5	0.08
宮本 一尊	愛媛県松山市	3	0.05
平林 功次(注)10.	東京都江戸川区	1	0.02
望月 雄三(注)10.	東京都江戸川区	1	0.02
立石 裕一(注)10.	東京都江東区	1	0.02
西原 裕樹(注)10.	北海道上川郡東神楽町	1	0.02
計		6,620	100.0

(注)1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)

2. 特別利害関係者等(当社常務取締役)

3. 特別利害関係者等(当社取締役)

4. 特別利害関係者等(当社常勤監査役)

5. 特別利害関係者等(当社監査役)

6. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

7. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長高橋巖の配偶者)

8. 特別利害関係者等(当社代表取締役社長高橋巖及び当社常務取締役の2親等内の血族)

9. 特別利害関係者等(証券会社の人的及び資本的関係会社)

10. 当社従業員

11. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月24日

株式会社ホープ
取締役会御中

中央青山監査法人

代表社員 公認会計士 高松 謹也
関与社員

代表社員 公認会計士 上田 恵一
関与社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成14年7月1日から平成15年6月30日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び利益処分計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの平成15年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成17年6月24日

株式会社ホープ
取締役会 御中

中央青山監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 高松 謹也

代表社員
関与社員 公認会計士 上田 恵一

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成15年7月1日から平成16年6月30日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホープの平成16年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年6月24日

株式会社ホープ
取締役会 御中

中央青山監査法人

指定社員 公認会計士 高松 謹也
業務執行社員

指定社員 公認会計士 上田 恵一
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホープの平成16年7月1日から平成17年6月30日までの第19期事業年度の中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ホープの平成16年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成16年7月1日から平成16年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

